

○内閣府令第 号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の一部の施行及び資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記

載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 業務（第二十一条―第四十五条の二）</p> <p>〔第五章・第六章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 〔略〕</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「基準日」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、基準日、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（外国通貨の換算）</p> <p>第二条 法（第二章に限る。）、資金決済に関する法律施行令（以下</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）</p> <p>〔第五章・第六章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>（外国通貨の換算）</p> <p>第二条 法（第二章に限る。）、資金決済に関する法律施行令（以下</p>

「令」といい、第二章に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号、第三十六条、第五十四条及び第五十五条を除き、以下同じ。）に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（基準日未使用残高の額）

第四条 基準日未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる回収額を控除した額とする。

一 「略」

二 当該直近基準日以前に発行した全ての前払式支払手段の当該直近基準日までにおける回収額（次に掲げる金額の合計額をいう。）

イ 法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額をいう。イにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利

「令」といい、第二章に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号及び第三十六条を除き、以下同じ。）に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（基準日未使用残高の額）

第四条 「同上」

一 「同上」

二 当該直近基準日以前に発行したすべての前払式支払手段の当該直近基準日までにおける回収額（次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額をいう。）

イ 法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段の使用により代価の弁済に充てられた金額（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続において除外された前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額をいう。イにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続において除外された前払式支払手

の実行の手續から除斥された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手續に係るものに限る。）の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの手續から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手續に係るものに限る。）の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手續から除斥された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手續に係るものに限る。）の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）を当該直近基準日において金銭に換算した金額

（学校等がその生徒等に対して発行する前払式支払手段）

第七条 「略」

2 前項第二号の「特定課程」とは、次に掲げる要件の全てに該当する課程をいう。

「一〇六 略」

段の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの手續において除斥された前払式支払手段の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手續において除斥された前払式支払手段の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。）を当該直近基準日において金銭に換算した金額

（学校等がその生徒等に対して発行する前払式支払手段）

第七条 「同上」

2 前項第二号の「特定課程」とは、次に掲げる要件のすべてに該当する課程をいう。

「一〇六 同上」

(自家型前払式支払手段の発行の届出)

第九条 自家型発行者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、その自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（法第十四条第一項に規定する基準額をいう。第二十四条、第三十条の二及び第三十五条において同じ。）を超えることとなった基準日の翌日から二月を経過する日までに、別紙様式第一号により作成した届出書に、法第五条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(届出書のその他の記載事項)

第十条 法第五条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 密接関係者（法第三条第四項に規定する密接関係者をいう。次条第四号及び第十二条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係の内容

〔二・三 略〕

(届出書の添付書類)

第十一条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に

(自家型前払式支払手段の発行の届出)

第九条 自家型発行者は、法第五条第一項の規定による届出をしようとするときは、その自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（法第十四条第一項に規定する基準額をいう。第二十四条、第三十三条及び第三十八条において同じ。）を超えることとなった基準日の翌日から二月を経過する日までに、別紙様式第一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び法第五条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(届出書のその他の記載事項)

第十条 法第五条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 密接関係者（法第三条第四項に規定する密接関係者をいう。次条第三号及び第十二条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名及び当該密接関係者と発行者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係の内容

〔二・三 同上〕

(届出書の添付書類)

第十一条 〔同上〕

掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

「一・二 略」

三|| 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

四・五|| 「略」

（変更の届出）

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〜四 略」

五 法第五条第一項第六号から第十号までに掲げる事項に変更があった場合 当該変更があった事項に係る前条第三号及び第五号に掲げる書類

六 密接関係者又はその者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係に変更があった場合 当該変更後の前条第四号に掲げる書類

「七・八 略」

2 「略」

「一・二 同上」

「号を加える。」

三・四|| 「同上」

（変更の届出）

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〜四 同上」

五 法第五条第一項第六号から第九号までに掲げる事項に変更があった場合 当該変更があった事項に係る前条第四号に掲げる書類

六 密接関係者又はその者との間の令第三条第一項に規定する密接な関係に変更があった場合 当該変更後の前条第三号に掲げる書類

「七・八 同上」

2 「同上」

(登録の申請)

第十四条 法第七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第三号により作成した法第八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 法第八条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の十以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第二十条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称

〔二〇四 略〕

(登録申請書の添付書類)

第十六条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

〔二〇十一 略〕

十二 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合

(登録の申請)

第十四条 法第七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第三号により作成した法第八条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 法第八条第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 主要株主（総株主等の議決権（令第三条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五以上の対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権をいう。）に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第二十条第一項第六号において同じ。）の氏名、商号又は名称

〔二〇四 同上〕

(登録申請書の添付書類)

第十六条 〔同上〕

〔二〇十一 同上〕

〔号を加える。〕



にあつては、当該委託に係る契約の契約書

十三・十四 〔略〕

(変更の届出)

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 法第八条第一項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第九号から第十四号までに掲げる書類

〔六〇九 略〕

〔2・3 略〕

#### 第四章 業務

(情報提供する事項等)

第二十二条 〔略〕

2 法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

十二・十三 〔同上〕

(変更の届出)

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

五 法第八条第一項第五号から第八号までに掲げる事項に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第十六条第九号から第十三号までに掲げる書類

〔六〇九 同上〕

〔2・3 同上〕

#### 第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務

(情報提供する事項等)

第二十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

【一・二 略】

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることのできる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。第二十三条の三第一号において同じ。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 【略】

3 前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により法第十三条第一項の規定による情報の提供をする前払式支払手段を除く。）の面積が狭いために同項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なものの情報を提供すること足りる。

【一・二 略】

4 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により法第十三条第一項の規定による情報の提供をする加算型前払式支払手段を除く。）について金額又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払

【一・二 同上】

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることのできる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 【同上】

3 前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なものの情報を提供すること足りる。

【一・二 同上】

4 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する加算型前払式支払手段を除く。）について金額又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による情報の提

式支払手段について既に同項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

(情報の提供をすることを要しない場合)

第二十三条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び前条第二項各号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

(その他利用者保護を図るための措置等)

第二十三条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項に関する情報を利用者に提供しなければならない。

一 法第十四条第一項の規定の趣旨及び法第三十一条第一項に規定する権利の内容

二 発行保証金の供託、発行保証金保全契約（法第十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下同じ。）又は発行保証金信託契約（法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約をいう。以下同じ。）の別及び発行保証金保全契約又は発行保証金信託契

約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称

三 前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限

供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

(情報の提供をすることを要しない場合)

第二十三条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

「条を加える。」

を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

2 加算型前払式支払手段について金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に前項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

3 前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る第一項各号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合には、当該前払式支払手段発行者は、同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない。

第二十三条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 前払式支払手段（その保有者の指図を受けて、その未使用残高の全部又は一部を前払式支払手段発行者がその使用に係る電子情報処理組織を用いる方法その他の方法により当該保有者から他の利用者に移転することができるものに限る。）を発行する場合にあっては、移転することができる未使用残高の上限の設定、未使

「条を加える。」

用残高の移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該前  
払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

二 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があ  
ると認められる場合にあっては、当該業務に関し前払式支払手段  
の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償  
その他の対応に関する方針を当該者に周知するための適切な措置

(発行保証金の供託)

第二十四条 「略」

2 前払式支払手段の発行の業務の承継が行われた場合には、当該業  
務を承継した者が法第十四条第一項の規定により要供託額（同項に  
規定する要供託額をいう。第三十条の二第二号及び第三十五条第八  
号ロにおいて同じ。）以上の額の発行保証金の供託（法第十五条の  
規定による発行保証金保全契約を締結した旨の届出及び法第十六条  
第一項の規定による発行保証金信託契約を締結した旨の届出をして  
行う信託財産の信託を含む。第二十六条第三項及び第四項において  
同じ。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した発  
行保証金又は締結した発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託  
契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結された  
ものとみなす。

(発行保証金の供託)

第二十四条 「同上」

2 前払式支払手段の発行の業務の承継が行われた場合には、当該業  
務を承継した者が法第十四条第一項の規定により要供託額（同項に  
規定する要供託額をいう。第三十三条第一項第二号及び第三十八条  
第一項第二号において同じ。）以上の額の発行保証金の供託（発行  
保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行  
保証金保全契約（同条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下  
同じ。）を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十  
六条第一項の規定により発行保証金信託契約（同項に規定する発行  
保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結し、金融庁長官の承認  
を受けて信託財産を信託する場合を含む。）を行うまでの間は、当  
該業務の承継を行った者が供託した発行保証金又は締結した発行保  
証金保全契約若しくは発行保証金信託契約は、当該業務を承継した  
者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

(発行保証金の追加供託の期限)

第二十六条 「略」

2 「略」

3 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の規定による発行保証金の供託をしていない場合には、同条第二項の供託をすることを要しない。

4 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の規定による発行保証金の供託をしている場合であつて、当該基準日から二月以内に当該事実の発生のに係る不足供託期限が到来するときは、第一項の規定にかかわらず、当該基準日の翌日から二月以内に同条第二項の供託をすれば足りる。

(発行保証金の追加供託)

第二十七条 前払式支払手段発行者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十二号により作成した届

(発行保証金の追加供託の期限)

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の発行保証金の供託(発行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十六条第一項の規定により発行保証金信託契約を締結し、金融庁長官の承認を受けて信託財産を信託する場合を含む。)をしていない場合には、法第十四条第二項の供託をすることを要しない。

4 法第十四条第二項の事実が発生した日以前に当該事実の発生の日の直前の基準日に係る同条第一項の発行保証金の供託(発行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第十五条の規定により発行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合及び法第十六条第一項の規定により発行保証金信託契約を締結し、金融庁長官の承認を受けて信託財産を信託する場合を含む。)をしていない場合であつて、当該基準日から二月以内に当該事実の発生のに係る不足供託期限が到来するときは、第一項の規定にかかわらず、当該基準日の翌日から二月以内に法第十四条第二項の供託をすれば足りる。

(発行保証金の追加供託)

第二十七条 前払式支払手段発行者は、法第十四条第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十二号により作成した届

出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに発行保証金を供託した場合 当該供託に係る供託書正本の写し

出書を金融庁長官に提出しなければならない。

「号を加える。」

二 新たに発行保証金保全契約を締結し、又は従前の発行保証金保全契約の変更（契約の一部の解除を除く。）をした場合

「号を加える。」

新たに締結した発行保証金保全契約に係る契約書の写し又は当該変更に係る契約書若しくは当該変更をした旨を証する書面の写し

三 新たに発行保証金信託契約を締結し、又は従前の発行保証金信託契約の内容の変更（契約の一部の解除を除く。）をした場合

「号を加える。」

新たに締結した発行保証金信託契約に係る契約書の写し又は当該変更に係る契約書若しくは当該変更をした旨を証する書面の写し及び信託財産の額（法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。以下同じ。）を証明する書面

「号を加える。」

四 直前の基準日に係る法第二十三条第一項の報告書を提出した日の翌日以降において令第九条第一項又は第二項の規定により発行保証金の取戻しをした場合（当該取戻しが内渡しである場合に限る。） 供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券

の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

五 直前の基準日に係る法第二十三条第一項の報告書を提出した日の翌日以降において従前の発行保証金保全契約の一部の解除をし

「号を加える。」

た場合 当該解除に係る契約書又は当該解除をした旨を証する書面の写し

六 直前の基準日に係る法第二十三条第一項の報告書を提出した日の翌日以降において従前の発行保証金信託契約の一部の解除をした場合 当該解除に係る契約書又は当該解除をした旨を証する書面の写し及び信託財産の額を証明する書面

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

2 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、前項第一号の供託書正本又は同項第二号若しくは第三号の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(発行保証金保全契約の届出)

第三十条 前払式支払手段発行者は、法第十五条の規定による届出を

「号を加える。」

2 新たに発行保証金を供託して前項の届出をする場合には、当該供託に係る供託書正本の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

3 新たに発行保証金保全契約の締結をし、又は従前の発行保証金保全契約の内容の変更(契約の一部の解除を除く。)をして第一項の届出をする場合には、当該契約又は変更に係る契約書の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

4 新たに発行保証金信託契約の締結をし、又は従前の発行保証金信託契約の内容の変更(契約の一部の解除を除く。)をして第一項の届出をする場合には、当該契約又は変更に係る契約書の写しを同項の届出書に添付しなければならない。

5 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、第二項の供託書正本又は前二項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(発行保証金保全契約の届出)

第三十条 法第十五条の規定による届出をする者は、別紙様式第十三



しようとするときは、別紙様式第十三号により作成した発行保証金保全契約届出書に、発行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(発行保証金保全契約の内容)

第三十条の二 令第七条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合以外の場合には、発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこととする。

一 直前の基準日における基準日未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二 直前の基準日における要供託額が、当該基準日に係る法第二十条

三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額（令第九条第一項第二号に規定する発行保証金等合計額をいう

。以下この条及び第三十五条第八号において同じ。）を下回る場合であつて、保全金額（法第十五条に規定する保全金額をいう。

以下この条において同じ。）の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

三 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

四 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した

号により作成した発行保証金保全契約届出書に、発行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「条を加える。」

日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における保全金額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

五 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手続が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

六 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手続が終了した日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における保全金額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

(発行保証金保全契約の全部の解除)

第三十三条 「項を削る。」

(発行保証金保全契約の解除)

第三十三条

「①」発行保証金保全契約を締結している前払式支払手段発行者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める発行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となつた場合当該発行保証金保全契約の全部
- 二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書提出の日の翌日にお

① 前払式支払手段発行者は、発行保証金保全契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約全部解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(発行保証金信託契約の届出)

第三十四条 前払式支払手段発行者は、法第十六条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した発行保証金信託契約届出書に、発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔項を削る。〕

ける発行保証金の額並びに法第十五条に規定する保全金額及び法第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額が基準日における要供託額に相当する額を超えている場合 当該保全金額の範囲内において、その超えている額に達するまでの額に係る発行保証金保全契約

2 前払式支払手段発行者は、前項の承認を受けようとするときは、

別紙様式第十四号により作成した発行保証金保全契約解除承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第十五号により作成した発行保証金保全契約解除承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

4 前払式支払手段発行者は、第一項の承認を受けて発行保証金保全契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第十六号により作成した発行保証金保全契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(発行保証金信託契約の承認の申請)

第三十四条 前払式支払手段発行者は、法第十六条第一項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十七号により作成した発行保証金信託契約承認申請書に、当該発行保証金信託契約承認申請書の写し二通及び発行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の承認をしたときは、別紙様式第十八号によ

「項を削る。」

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

八 次に掲げる場合以外の場合には、発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 直前の基準日における基準日未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ 直前の基準日における要供託額が、当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額を下回る場合であつて、信託財産の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ハ 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了し

り作成した発行保証金信託契約承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

3 前払式支払手段発行者は、第一項の承認後最初に発行保証金信託契約に基づき財産を信託したときは、別紙様式第十九号により作成した発行保証金信託契約届出書に、信託財産の額を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 「同上」

「一〇七 同上」

八 第三十八条第一項の規定により解除を行う場合以外の場合には、発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

た日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二|| 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における信託財産の額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ホ|| 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手續が終了した日における未使用残高が基準額以下である場合であつて、当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

へ|| 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手續が終了した日における未使用残高が基準額を超える場合であつて、同日における信託財産の額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額に係る当該発行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

〔九〇十一 略〕

十二 前号の場合であつて、当該発行保証金信託契約が終了したときにおける残余財産を信託契約前払式支払手段発行者に帰属させることができること。

十三 〔略〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔九〇十一 同上〕

十二 前号の場合であつて、当該発行保証金信託契約の全部が終了したときにおける残余財産を信託契約前払式支払手段発行者に帰属させることができること。

十三 〔同上〕

(発行保証金信託契約の全部の解除)

第三十八条 「項を削る。」

(発行保証金信託契約の解除)

第三十八条

「①」発行保証金信託契約を締結している前払式支払手段発行者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める発行保証金信託契約の全部又は一部を解除することができる。

一 基準日において、基準日未使用残高が基準額以下となった場合  
当該発行保証金信託契約の全部

二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書提出の日の翌日における発行保証金の額並びに法第十五条に規定する保全金額及び法第十六条第一項に規定する信託財産の額の合計額が基準日における要供託額に相当する額を超えている場合 当該信託財産の額の範囲内において、その超えている額に達するまでの額に係る発行保証金信託契約

① 前払式支払手段発行者は、発行保証金信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十六号により作成した発行保証金信託契約全部解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

「項を削る。」

「項を削る。」

2 前払式支払手段発行者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十号により作成した発行保証金信託契約解除承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第二十一号により作成した発行保証金信託契約解除承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

4 前払式支払手段発行者は、第一項の承認を受けて発行保証金信託契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第二十二号により作成した発行保証金信託契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(金融庁長官の命令に基づく発行保証金の供託)

第三十九条 「略」

- 2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第十七号により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 「略」

- 2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならぬ。

〔3～5 略〕

- 6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十八号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

〔一～三 略〕

- 7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻し

(金融庁長官の命令に基づく発行保証金の供託)

第三十九条 「同上」

- 2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第二十三号により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 「同上」

- 2 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならない。ただし、前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合及び第二十一条第三項に規定する場合においては、会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うことができる。

〔3～5 同上〕

- 6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一～三 同上〕

- 7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻し

が完了したときは、次に掲げる事項を記載した別紙様式第十九号による報告書を金融庁長官に提出するものとする。

一 払戻しが完了した前払式支払手段の名称

二 略

五 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第七号において同じ。）の総額

六 略

七 当該払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の払戻基準日における未使用残高の総額

8 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しを完了することができないときは、速やかに、別紙様式第二十号により作成した届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（払戻しが認められる場合）

第四十二条 法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 略

四 電気通信回線を通じた不正なアクセスにより前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者が当該前払式支払手段を

が完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。

「号を加える。」

一 略

四 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

五 同上

六 当該払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額

8 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しを完了することができないときは、速やかに、別紙様式第二十六号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

（払戻しが認められる場合）

第四十二条 「同上」

一 略 同上

「号を加える。」



利用した場合その他の前払式支払手段の保有者の利益の保護に支障を来すおそれがあると認められる場合であつて、当該前払式支払手段の払戻しを行うことがやむを得ないときとして金融庁長官の承認を受けたとき。

2|| 前払式支払手段発行者は、前項第四号の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十一号により作成した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3|| 金融庁長官は、前払式支払手段発行者がその発行する全ての前払式支払手段の払戻しを確実にを行うことができる資力を有すると認められる場合でなければ、第一項第四号の承認をしてはならない。

4|| 金融庁長官は、第一項第四号の承認をしたときは、別紙様式第二十二号により作成した承認書により前払式支払手段発行者に通知するものとする。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第四十四条 前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第四十五条の二 前払式支払手段発行者は、その前払式支払手段の発

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第四十四条 前払式支払手段発行者は、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

「条を加える。」

行の業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 委託先が行う前払式支払手段の発行の業務に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、前払式支払手段の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五 前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(報告書の様式等)

第四十七条 法第二十三条第一項の報告書は、別紙様式第二十三号により作成して、当該基準日の翌日から二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(報告書の様式等)

第四十七条 法第二十三条第一項の報告書は、別紙様式第二十七号により作成して、当該基準日の翌日から二月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2|| 法第二十三条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 法第十四条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

三 令第九条第一項又は第二項の規定により発行保証金の取戻しをした場合であつて、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

四 発行保証金保全契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

五 発行保証金信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

六 信託契約前払式支払手段発行者である場合には、信託会社等が発行する信託財産の額を証明する書面

「項を削る。」

2|| 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3|| 法第十四条第一項の規定による供託をした前払式支払手段発行者は、第一項の報告書に、供託に係る供託書正本の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「項を削る。」

「項を削る。」

3|| 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、前項第二号の供託書正本又は同項第四号若しくは第五号の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(基準期間における発行額及び回収額)

第四十八条 法第二十三条第一項第一号に規定する基準期間において発行した前払式支払手段の発行額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該基準期間において発行された全ての前払式支払手段の価額  
(次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額をいう。)の合計額

「イ・ロ 略」

二 「略」

2 次条第三号に規定する基準期間における前払式支払手段の回収額は、当該基準期間における全ての前払式支払手段の価額(次の各号

4|| 法第十五条の規定による届出をした前払式支払手段発行者が発行

保証金保全契約の内容の変更(当該発行保証金保全契約の一部の解除を除く。)をし、又は発行保証金保全契約を更新した場合には、第一項の報告書に、その契約書又はその旨を証する書面の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

5|| 信託契約前払式支払手段発行者は、第一項の報告書に、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6|| 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前払式支払手段発行者に対し、第三項の供託書正本又は第四項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(基準期間における発行額及び回収額)

第四十八条 「同上」

一 当該基準期間において発行されたすべての前払式支払手段の価額  
(次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額をいう。)の合計額

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

2 次条第三号に規定する基準期間における前払式支払手段の回収額は、当該基準期間におけるすべての前払式支払手段の価額(次の各

に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める額をいう。  
(の合計額とする。

〔一・二 略〕

(基準日に係る特例の適用を受ける旨の届出等)

第五十条の二 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 〔略〕

3 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

4 〔略〕

(基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え)

第五十条の三 法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出を行ったことにより同項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者に対する第二十六条、第四十二条及び第四十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める額をいう。  
(の合計額とする。

〔一・二 同上〕

(基準日に係る特例の適用を受ける旨の届出等)

第五十条の二 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 〔同上〕

3 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4 〔同上〕

(基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え)

第五十条の三 〔同上〕

		第二十六条第三項	
	第四十二条第一項第一号	基準日	基準日（令第九条の三第一項において読み替えて適用する法第十四条第二項に規定する基準日をいう。次項、第四十条及び第四十一条第一項において同じ。）
当該基準日の直前の基準期	基準日を含む基準期間	同条第一項	
当該基準日の直前の基準期間（法第二十九条の二第一項の	基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の翌日から次の通常基準日（同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この条において同じ。）までは、当該通常基準日を含む通常基準期間（通常基準日の翌日から次の通常基準日まで）の期間をいう。以下この条において同じ。）	法第十四条第一項	

		第二十六条第三項	
	第四十二条第一号	基準日	基準日（令第九条の三第一項において読み替えて適用する法第十四条第二項に規定する基準日をいう。次項、第四十条及び第四十一条第一項において同じ。）
当該基準日の直前の基準期	基準日を含む基準期間	「加える。」	
当該基準日の直前の基準期間（法第二十九条の二第一項の	基準日を含む通常基準期間（通常基準日の翌日から次の通常基準日まで）の期間をいう。以下この条において同じ。）	「加える。」	

	<p>第四十二条第一項第 二号</p>	
<p>間</p> <p>届出書を提出した日の翌日から次の通常基準日までは、当該通常基準日の直前の通常基準期間)</p>	<p>基準日を含む 基準期間</p> <p>基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間）</p>	<p>百分の五</p> <p>百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日の直前の通常基準日における基準日未</p>
	<p>第四十二条第二号</p>	
<p>間</p> <p>届出書を提出した日から次の通常基準日までは、当該通常基準日の直前の通常基準期間</p>	<p>基準日を含む 基準期間</p> <p>基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間）</p>	<p>百分の五</p> <p>百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日の直前の通常基準日における基準日未使用残</p>

<p>使用残高の百分の五)</p>	<p>高の百分の五)</p>
<p>〔略〕</p> <p>(自家型発行者の業務の承継の届出)</p> <p>第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十六号により作成した届出書に、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十七号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(法令違反行為等の届出)</p> <p>第五十三条の二 前払式支払手段発行者は、自己又はその役員若しくは従業者に前払式支払手段の発行の業務に関し法令に違反する行為又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来</p>	<p>〔同上〕</p> <p>(自家型発行者の業務の承継の届出)</p> <p>第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>



す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十八号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

- 一 当該行為が発生した営業所又は事務所の名称
- 二 当該行為を行った者が当該前払式支払手段発行者の役員又は従業員である場合にあっては、当該行為を行った役員又は従業員の氏名又は名称及び役職名
- 三 当該行為の概要

(經由官庁)

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類(次項及び次条において「届出書等」という。)を金融庁長官に提出しようとするときは、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長(次項及び次条において「財務事務所長等」という。))とする。(を經由してこれを提出しなければならない。)

2|| 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務

(經由官庁)

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類(以下この条及び次条において「届出書等」という。)を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該前払式支払手段発行者は、当該届出書等を当該財務事務所長又は出張所長を經由してこれを提出しなければならない。

「項を加える。」

事務所長等を經由してこれを提出しなければならない。

(届出書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長等を經由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を經由して提出することができる。

(標準処理期間)

第五十六条 金融庁長官は、法第七条の登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 金融庁長官は、第四十二条第一項第四号の承認に関する申請がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

3 [略]

別紙様式第1号(第9条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

[略]

(第2面)

(届出書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長又は出張所長を經由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を經由して提出することができる。

(標準処理期間)

第五十六条 金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 第三十三条第一項に規定する発行保証金保全契約の解除の承認、第三十四条第一項に規定する発行保証金信託契約の承認又は第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

3 [同上]

別紙様式第1号(第9条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

[同左]

(第2面)

【表略】

(記載上の注意)

[1. ～4. 略]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。なお、「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合には億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。

(第3面)

【略】

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

【同左】

(記載上の注意)

[1. ～4. 同左]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。

(第3面)

【同左】

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあっては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあっては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

5. [略]

(第5面)

(2) [略]

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[加える。]

4. [同左]

(第5面)

(2) [同左]

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 氏を改めた者においては、旧氏及びび名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

[ (第6面) ～ (第9面) 略]

別紙様式第3号 (第14条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

[略]

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第号 (年月日)
--------	------------------

[1.～3. 略]

4. 資本金又は出資の額

[5.・6. 略]

(記載上の注意)

[1.～5. 略]

6. 「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円

[1.・2. 同左]

[加える。]

[ (第6面) ～ (第9面) 同左]

別紙様式第3号 (第14条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

[同左]

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第号 (年月日)
--------	------------------

[1.～3. 同左]

4. 資本金又は出資の額

千円

[5.・6. 同左]

(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

[加える。]

、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。

(第3面)

[略]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

(第3面)

[同左]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限

(記載上の注意)

[ 1. ～4. 略 ]

5. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあっては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあっては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

6. [略]

(第5面)

(2) [略]

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[ 1. ～4. 同左 ]

[加える。]

5. [同左]

(第5面)

(2) [同左]

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び旧名を「氏名又は商号若し  
くは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

〔(第6面)～(第10面) 略〕

別紙様式第12号 (第27条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金の供託等届出書

資金決済に関する法律第14条第2項の規定により前払式支払手段に  
関する内閣府令第27条第1項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各  
号に定める書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

[1.・2. 同左]

[加える。]

〔(第6面)～(第10面) 同左〕

別紙様式第12号 (第27条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金の供託等届出書

資金決済に関する法律第14条第2項の規定により供託書正本の写し  
又は契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記



1. 基準日に係る発行保証金の額

〔表略〕

(記載上の注意)

[1. . . 2. 略]

3. 法第14条第2項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した且の翌日の直前の基準日が特例基準日(同条第2項に規定する特例基準日をいう。)であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日(同条第2項に規定する通常基準日をいう。)に係る発行保証金の額を記載すること。

[4. . . 5. 略]

〔(第2面)～(第4面) 略〕

別紙様式第14号 (第33条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

1. 基準日に係る発行保証金の額

〔同左〕

(記載上の注意)

[1. . . 2. 同左]

3. 法第14条第2項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した且の直前の基準日が特例基準日(同条第2項に規定する特例基準日をいう。以下同じ。)であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日(同条第2項に規定する通常基準日をいう。以下同じ。)に係る発行保証金の額を記載すること。

[4. . . 5. 同左]

〔(第2面)～(第4面) 同左〕

別紙様式第14号 (第33条第2項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金保全契約全部解除届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第33条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由

2. 解除しようとする発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

3. 上記2. の発行保証金保全契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記

住 所 (郵便番号)

電話番号 ( ) ー

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金保全契約解除承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第33条第2項の規定に基づき、資金決済に関する法律第15条に規定する発行保証金保全契約の解除の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 解除しようとする発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

3. 現に供託している発行保証金の内容 (供託所名 )

イ. 金銭の場合

供 託 番 号	供 託 金	供 託 者 名
	円	

載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

--	--

ロ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(第2面)

4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円


5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[様式を削る。]

[様式を削る。]

別紙様式第15号 (第34条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金信託契約届出書

資金決済に関する法律第16条第1項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

別紙様式第15号 (第33条第3項関係) [略]

別紙様式第16号 (第33条第4項関係) [略]

別紙様式第17号 (第34条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金信託承認申請書

資金決済に関する法律第16条第1項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり申請します。

記

[同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

[様式を削る。]

[様式を削る。]

別紙様式第16号 (第38条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金信託契約全部解除届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第38条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

[1.・2. 同左]

別紙様式第18号 (第34条第2項関係) [略]

別紙様式第19号 (第34条第3項関係) [略]

別紙様式第20号 (第38条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住 所 (郵便番号)

電話番号 ( ) ー

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金信託契約解除承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第38条第2項の規定に基づき、資金決済に関する法律第16条第1項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

1. 届出の理由

2. 解除しようとする発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 ( 年 月 日現在)

3. 上記2. の発行保証金信託契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 解除しようとする発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 ( 年 月 日現在)

3. 現に供託している発行保証金の内容 (供託所名 )

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金	供託者名
	円	

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円


(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(第2面)

4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)



--	--	--	--

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[様式を削る。]

別紙様式第21号 (第38条第3項関係) [略]

[様式を削る。]

別紙様式第22号 (第38条第4項関係) [略]

別紙様式第17号 (第39条第2項関係) [略]

別紙様式第23号 (第39条第2項関係) [同左]

別紙様式第18号 (第41条第6項関係)

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第24号 (第41条第6項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 公 告 届 出 書

年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第6項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 「公告の方法」には、公告を掲載した宣報の日付、日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法及び第41条第4項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 公 告 届 出 書

年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第6項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

3. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法及び第41条第4項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。

別紙様式第19号 (第41条第7項関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する  
内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

1. 払戻しが完了した前払式支払手段の名称									
2. 第41条第1項各号に掲げる合計額等	<table border="1"> <tr> <td>第1号イ</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第1号ロ</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(第1号合計額)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第2号イ</td> <td>円</td> </tr> </table>	第1号イ	円	第1号ロ	円	(第1号合計額)	円	第2号イ	円
第1号イ	円								
第1号ロ	円								
(第1号合計額)	円								
第2号イ	円								

別紙様式第25号 (第41条第7項関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する  
内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

[項を加える。]									
1. 第41条第1項各号に掲げる合計額等	<table border="1"> <tr> <td>1号イ</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1号ロ</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2号イ</td> <td>円</td> </tr> </table>	1号イ	円	1号ロ	円	(合計)	円	2号イ	円
1号イ	円								
1号ロ	円								
(合計)	円								
2号イ	円								

	第2号ロ (第2号合計額)	円 円
	(第1号合計額) から (第2号合計額) を控除した額	円
3. 第40条第2項各号に掲げる合計額等	第1号イ	円
	第1号ロ (第1号合計額)	円 円
	第2号イ	円
	第2号ロ (第2号合計額)	円 円
(第1号合計額) から (第2号合計額) を控除した額		円
4. 5. [略]		

(第2面)

6. 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の	
----------------------------------	--

	2号ロ (合計)	円 円
2. 第40条第2項各号に掲げる合計額等	1号イ	円
	1号ロ (合計)	円 円
	2号イ	円
	2号ロ (合計)	円 円
3. 4. [同左]		

(第2面)

5. 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の	
----------------------------------	--

払戻基準日における未使用残高の総額	円
7. [略]	
8. 払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の当該払戻基準日における未使用残高の総額	円

(記載上の注意)

- [1.・2. 略]
3. 「払戻しが完了した前払支払手段の名称」が二以上ある場合は、前払式支払手段ごとに、1.～8.の表を作成すること。
4. 「第41条第1項各号に掲げる合計額等」及び「第40条第2項各号に掲げる合計額等」のうち「第2号イ」及び「第2号ロ」の額の算定については、「払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の当該払戻基準日における未使用残高の総額」も含むことに留意すること。

5. [略]

6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量

未使用残高の総額	円
6. [同左]	
7. 払戻しの手続によつて除外された前払式支払手段の当該払戻基準日における総額	円

(記載上の注意)

- [1.・2. 同左]
- [加える。]
- [加える。]

3. [同左]

[加える。]

を金銭に換算した金額をいう。

別紙様式第20号 (第41条第8項関係) [略]

別紙様式第26号 (第41条第8項関係) [同左]

別紙様式第21号 (第42条第2項関係)

[様式を加える。]

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第42条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況

( 年 月 日現在)

前払式支払手段の名称	未使用残高
(1) 払戻しをしようとする前払式支払手段	円 (小計) 円
(2) (1)以外の全ての前払式支払手段	円 (小計) 円
	計 円

3. 払戻しをしようとする前払式支払手段に係る払戻しの手続等について予定している内容

(1) 保有者への周知の方法

① 官報への掲載 (有・無)

掲載予定日
払戻しの手続に係る事前の周知
払戻しの手続の周知

② 日刊新聞紙への掲載 (有・無)

掲載予定の日刊新聞紙	掲載予定日・期間等
払戻しの手続に係る事前の周知	

払戻しの手続の周知		
-----------	--	--

③ ウェブサイト等への掲載 (有・無)

	掲載予定場所	掲載予定日・期間等
払戻しの手続に係る事前の周知		
払戻しの手続の周知		

④ 営業所又は加盟店等における掲示 (有・無)

	掲載予定場所	掲載予定日・期間等
払戻しの手続に係る事前の周知		
払戻しの手続の周知		

⑤ その他の手段 (有・無)

	掲載予定場所等	掲載予定日・期間等
払戻しの手続に係る事前の周知		
払戻しの手続の周知		



(2) 保有者への払戻申出期間及び払戻しの方法

① 申出期間

② 申出の方法

③ 払戻しの方法 (振込み又は現金交付の別、先着順全額払又は後日全額払の別等)

4. その他参考となる事項

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

3. 「全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況」の「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。前払式支払手段の名称ごとに未使用残高を記載し、その記載した未使用残高の算出に係る参考書類を添付すること。

4. 払戻しをしようとする前払式支払手段について、一部の保有者に対してのみ払戻しをしようとする場合には、「全ての前払

式支払手段に係る未使用残高の状況」の(1)に当該一部の保有者に係る未使用残高を、同(2)に当該一部の保有者以外に係る未使用残高を、それぞれ記載すること。

5. 「払戻しをしようとする前払式支払手段に係る払戻しの手続等について予定している内容」の(1)については、予定している周知の方法に応じて有無のいずれかを○で囲むこと。有の場合には、その内容について各表に記載するとともに、予定している周知の内容がわかる書類を添付すること。

6. 全ての前払式支払手段の払戻しを確実に行うことができる資力を有することを証する書面（貸借対照表、預金残高証明書の写し、資金調達方法を証明する書類等）を添付すること。

別紙様式第22号（第12条第4項関係）

（日本産業規格A4）

文 書 番 号  
年 月 日

商号又は名称  
氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名） 殿

財務（支）局長 印

払戻しの承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

[様式を加える。]

記

払戻しをすることができる前払式支払手段の名称

別紙様式第23号 (第47条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

4. 「基準期間の回収額」は、回収した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して対価の弁済

別紙様式第27号 (第47条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

4. 「基準期間の回収額」は、回収した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して対価の弁済

に充てられた金額（有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を含む。）の合計額を記載すること。

[5.・6. 略]

7. 法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日（同条第2項に規定する特例基準日をいう。以下この様式において同じ。）の翌日から次の通常基準日（同条第2項に規定する通常基準日をいう。以下この様式において同じ。）までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

(第2面)

2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

に充てられた金額（有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続において除外された前払式支払手段の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続において除外された前払式支払手段の未使用残高を含む。）の合計額を記載すること。

[5.・6. 同左]

7. 法第29条の2第1項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

(第2面)

2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

<p>2. 「基準期間」の「回収額」の&lt; &gt;書きは、代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を内書きで記載すること。</p> <p>[3. ～6. 略]</p> <p style="text-align: center;">(第3面)</p> <p>3. 現に供託している発行保証金の内容（供託所名） [イ. ～ハ. 略] (記載上の注意) [1. ・2. 略]</p> <p><u>3.</u>発行保証金の取戻しをした場合であつて、当該取戻しが内渡しであるときは、当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書類を添付すること。</p> <p>4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容 [表略] (記載上の注意) 従前の発行保証金保全契約の内容を<u>変更し、又は更新した場合</u>は、<u>当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更</u></p>	<p>2. 「基準期間」の「回収額」の&lt; &gt;書きは、代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第1項の規定による払戻しの手続において除外された前払式支払手段の未使用残高及び法第31条第1項の権利の実行の手続において除外された前払式支払手段の未使用残高を内書きで記載すること。</p> <p>[3. ～6. 同左]</p> <p style="text-align: center;">(第3面)</p> <p>3. 現に供託している発行保証金の内容（供託所名） [イ. ～ハ. 同左] (記載上の注意) [1. ・2. 同左] [加える。]</p> <p>4. 現に締結している発行保証金保全契約の内容 [同左] (記載上の注意) 従前の発行保証金保全契約の内容を<u>変更又は更新した場合は、契約書又はその旨を証する書面の写しを添付すること。</u></p>
--	--

新をした旨を証する書面の写しを添付すること。

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容  
[表略]

(記載上の注意)

1. 従前の発行保証金信託契約の内容を変更し、又は更新した場合は、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写しを添付すること。
2. 信託会社等が発行する信託財産の額を証明する書面を添付すること。

別紙様式第24号 (第50条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第1項の規定により、

5. 現に締結している発行保証金信託契約の内容

[同左]

(記載上の注意)

信託契約前払式支払手段発行者は、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面の写しを添付すること。

別紙様式第28号 (第50条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第1項の規定により、

資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「特例基準日」とは、法第29条の2第2項に規定する特例基準日をいう。

別紙様式第25号 (第50条の2第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[同左]

(記載上の注意)

- 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第29号 (第50条の2第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称  
氏名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用の解除に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第3項の規定により、資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「特例基準日」とは、法第29条の2第2項に規定する特例基準日をいう。

別紙様式第26号 (第51条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

又は名称  
氏名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

特例基準日の適用の解除に係る届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第50条の2第3項の規定により、資金決済に関する法律第29条の2第1項の規定による特例基準日の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第30号 (第51条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)



[略]

(第2面)

[表略]

(記載上の注意)

[1. ~4. 略]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。なお、「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合には億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。

(第3面)

[略]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限

[同左]

(第2面)

[同左]

(記載上の注意)

[1. ~4. 同左]

5. 「資本金又は出資の額」は、届出者が法人の場合に記載すること。

(第3面)

[同左]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限

--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。

5. [略]

(第5面)

(2) [略]

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等	委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称 住所	

--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[加える。]

4. [同左]

(第5面)

(2) [同左]

(3) 業務委託状況

受託者の名称	業務委託内容

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

[ (第6面) ～ (第9面) 略]

別紙様式第27号 (第53条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

[略]

(第2面)

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[判る。]

別紙様式第28号 (第53条の2関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

[加える。]

[ (第6面) ～ (第9面) 同左]

別紙様式第31号 (第53条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

[同左]

(第2面)

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

4. 不要な字句は消して使用すること。

[様式を加える。]

住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
又は名称  
氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

法令違反行為等届出書

自己又はその役員若しくは従業者に前払式支払手段の発行の業務に  
関し法令に違反する行為又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ  
適切な運営に支障を来す行為があつたため、前払式支払手段に関する  
内閣府令第53条の2の規定により届け出ます。

記

1. 当該行為が発生した営 業所又は事務所の名称	
2. 当該行為を行った役員 又は従業者の氏名又は名 称及び役職名	
3. 当該行為の概要	

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
3. 「当該行為が発生した営業所又は事務所の名称」は、全ての営業所又は事務所の名称を記載すること。
4. 「当該行為を行った役員又は従業者の氏名又は名称及び役職名」は、当該行為を行った者が当該前払式支払手段発行者の役員又は従業者である場合に、全ての役員又は従業者を記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第二条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 業務(第十一条―第三十二条の四)</p> <p>第三章 [略]</p> <p>第四章 雑則(第三十六条の二―第四十二条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2  この府令において「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」又は「第三種資金移動業」とは、それぞれ法第三十六条の二に規定する第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業をいう。</p> <p>第一条の二  法第二条の二に規定する内閣府令で定める要件は、受取人(同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。)が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。</p> <p>一  受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 業務(第十一条―第三十二条の三)</p> <p>第三章 [同上]</p> <p>第四章 雑則(第三十七条―第四十二条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

---

託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者（第三号において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。

二 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他これらに類する方法によつてする当該金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。

三 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。

ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。

---



(訳文の添付)

第二条 法(第三章に限る。次条において同じ。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第三章に限る。次条において同じ。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第三十条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第十二条、第十九条第五号、第二十条、第二十一条の五、第四十条及び第四十一条を除き、以下同じ。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録の申請)

第四条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号(外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二号)により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第五条 法第三十八条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(訳文の添付)

第二条 法(第三章に限る。次条において同じ。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第三章に限る。次条において同じ。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第三十条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第十二条、第十九条第五号及び第二十条を除き、以下同じ。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録の申請)

第四条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号(外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二号)により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第五条 法第三十八条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「号を削る。」

一〓 「略」

二〓 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。第十条第二項第七号において同じ。）の氏名、商号又は名称

三 「略」

（登録申請書の添付書類）

第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

「一〓七 略」

八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

一〓 各営業日における未達債務の額（法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。以下同じ。）の算出時点及びその算出方法

法

二〓 「同上」

「号を加える。」

三 「同上」

（登録申請書の添付書類）

第六条 「同上」

「一〓七 同上」

八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

九 「略」

十 事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下同じ。

）ごとの収支の見込みを記載した書面

〔十一〕十五 略〕

十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第

一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下こ

の号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在す

る場合 当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に

定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施

基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号

又は名称

ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金

移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措

置及び紛争解決措置の内容

十七 「略」

（業務実施計画の認可の申請）

第九条の二 資金移動業者は、法第四十条の二第一項の認可を受けよ

うとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に

、別紙様式第九号の三により作成した同項の業務実施計画及び当該

九 「同上」

十 事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面

〔十一〕十五 同上〕

十六 「同上」

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の二第一項第

一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下こ

の号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在す

る場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に

定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施

基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号

又は名称

ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金

移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措

置及び紛争解決措置の内容

十七 「同上」

〔条を加える。〕

業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務実施計画のその他の記載事項)

第九條の三 法第四十條の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 為替取引に係る業務の提供方法
- 二 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域
- 三 犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 法第五十一條の二の規定を遵守するために必要な体制に関する事項
- 五 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針
- 六 その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

(業務実施計画の変更の認可の申請等)

第九條の四 資金移動業者は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した書類を

「条を加える。」

「条を加える。」

添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第四十条の二第一項後段に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 法第四十条の二第一項第一号に規定する上限額を引き下げる変更

二 前条第二号に規定する国及び地域を減ずる変更

3 資金移動業者は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

(変更登録の申請)

第九條の五 資金移動業者は、法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第九号の六により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(変更登録申請書の添付書類)

第九條の六 法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 別紙様式第九号の七により作成した法第四十条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面

二 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（

「条を加える。」

「条を加える。」

関連する注記を含む。)又はこれらに代わる書面(変更登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面)

三 会計監査人設置会社である場合にあつては、変更登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

四 新たに営もうとする種別の資金移動業に係る事業の開始後三事業年度における当該種別の資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面

五 新たに営もうとする種別の資金移動業に係る第六条第十一号から第十五号までに掲げる書類

六 その他参考となる事項を記載した書面

(変更登録申請者への通知)

第九條の七 金融庁長官は、法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号の八により作成した変更登録済通知書により行うものとする。

(変更登録の拒否の通知)

第九條の八 金融庁長官は、法第四十一条第二項において準用する法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号の九により作成した変更登録拒否通知書により行うものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

(あらかじめ届け出ることを要する変更)

第九条の九 法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は

、次に掲げる変更(法第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更に伴うものを除く。)とする。

一 各営業日における未達債務の額(法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。以下同じ。)の算出時点(第十一条第三項及び第四項第二号並びに第三十三条第一項第六号において「未達債務算出時点」という。)及びその算出方法の変更

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間(法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二十九条の二第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。)の変更(当該算定期間を短縮する変更を除く。)

三 供託期限(法第五十八条の二第五項第三号に規定する供託期限をいう。以下同じ。)の変更(供託期限を短縮する変更を除く。)

四 履行完了額算出時点(第十一条第四項第二号に規定する履行完了額算出時点をいう。)の変更

(変更の届出)

第十条 ① 資金移動業者は、法第四十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、前条各号に掲げる変更に係る第六条第十三号及び第十四号

「条を加える。」

(変更の届出)

第十条 「項を加える。」

に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。  
2|| 資金移動業者は、法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の前日三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 略」

「号を削る。」

五・六 「略」

七|| 主要株主に変更があった場合 別紙様式第七号により作成した

株主の名簿

「八〇十 略」

3・4 「略」

（履行保証金の供託）

第十一条 法第四十三条第一項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、二営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和

①|| 資金移動業者は、法第四十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の前日三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

五|| 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）に変更があった場合 別紙様式第七号により作成した株主の名簿

六・七 「同上」

「号を加える。」

「八〇十 同上」

2・3 「同上」

（履行保証金の供託）

第十一条 法第四十三条第一項に規定する内閣府令で定める期間は、一週間とする。



二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合にあつては、一週間)とする。

2|| 法第四十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める期間は、三営業日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合にあつては、一週間)とする。

3|| 未達債務の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(既に法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した資金移動業がある場合にあつては当該資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務の額を、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当することとなつた資金移動業がある場合にあつては当該資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務の額を、当該各号に定める額から控除した額)とする。

一 国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができない場合  
各営業日における未達債務算出時点において、資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に關する債務の額

二 前号に掲げる場合以外の場合 各営業日における未達債務算出時点において、資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に關する債務の額

「項を加える。」

2|| 法第四十三条第二項に規定する未達債務の額は、各営業日における未達債務算出時点において、当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額(次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額)とする。

一 次に掲げる資金移動業がある場合 当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額から次に掲げる資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務を控除した額  
イ 既に法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した資金移動業

ロ 為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当することとなつた資金移動業

二 国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合 当該資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額

「項を削る。」

4|| 前項の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号に掲げる場合には、前項各号に定める額から次の各号に定める額を控除した額を未達債務の額とすることができる。

一 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者である利用者に対して当該為替取引に関する債権を有する場合  
合 当該利用者ごとに算定した当該債権の額（当該債権の額が当該利用者に対し負担する当該債務の額を上回る場合にあつては、当該債務の額）の合計額

二 資金移動業者が第一種資金移動業を営む場合であつて、前項の規定により算出した額（第一種資金移動業に係るものに限る。）が履行完了額算出時点（未達債務算出時点から供託期限までの間で当該資金移動業者が定める時点をいう。第三十三条第一項第六号において同じ。）を未達債務算出時点とみなして前項の規定の例により算出した額を上回るとき 当該上回る額

5|| 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合における未達債務の額の算出は、各営業日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額へ換算して行うものとする。

3|| 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者である利用者に対して当該為替取引に関する債権を有する場合には、当該利用者ごとに算定した当該債務の額から当該債権の額を控除した額の合計額をもつて前項に掲げる未達債務の額を算出することができる。

「項を加える。」

4|| 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合における第二項の未達債務の額の算出は、各営業日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額へ換算して行うものとする。

6|| 法第四十三条第二項に規定する権利の実行の手続に関する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額とする。

一 未達債務の額（法第四十五条の二第一項の規定を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあつては、未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合（同項に規定する預貯金等管理割合をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第五号並びに第二十九条の二第四号において同じ。）を乗じて得た額を控除した額。次号において同じ。）が一億円以下であるとき  
当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額

二 未達債務の額が一億円を超えるとき 当該未達債務の額から一億円を控除した残額に百分の一を乗じて得た額に五百万円を加えた額

7|| 為替取引に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第七項第三号並びに第三十六条の二第五項を除き、以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（法第四十四条の規定による履行保証金保全契約（同条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出及び法第四十五条第一項の規定による履行保証金信託契約（同項に規定する履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を含む。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託した履行保証金

5|| 法第四十三条第二項に規定する権利の実行の手続に関する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により算出した額とする。

一 第二項の規定により算出した未達債務の額が一億円以下であるとき 当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額

二 第二項の規定により算出した未達債務の額が一億円を超えるとき 当該未達債務の額から一億円を控除した残額に百分の一を乗じて得た額に五百万円を加えた額

6|| 資金移動業に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（同項に規定する要供託額をいう。以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（履行保証金の全部又は一部の供託に代えて法第四十四条の規定により履行保証金保全契約（同条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下同じ。）を締結し、その旨を金融庁長官に届け出る場合を含む。）を行うまでの間及び法第四十五条第一項の規定により履行保証金信託契約（同項に規定する履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結し、金融庁長官の承認を受けて、当該承認の日の次の当該資金移動業者の営業日においてその直前の営業日における要履

又は締結した履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

(履行保証金保全契約の届出)

第十四条 資金移動業者は、法第四十四条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した履行保証金保全契約届出書に、履行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(履行保証金保全契約の内容)

第十四条の二 令第十五条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこととする。

- 一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号に規定する履行保証金等合計額をいう。以下この条及び第十九条第八号において同じ。）を下回る場合であつて、保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その下回る額に達す

行保証額（法第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以下同じ。）以上の額の信託財産を信託するまでの間は、当該業務の承継を行った者が供託した履行保証金又は締結した履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

(履行保証金保全契約の届出)

第十四条 法第四十四条の規定による届出をする者は、別紙様式第十一号により作成した履行保証金保全契約届出書に、履行保証金保全契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「条を加える。」

---

るまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部について第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であって、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

三 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部について第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

四 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するとき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

五 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完

了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するとき  
に、同項に定める場合に該当することとなった日における当該種  
別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における  
当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日におけ  
る当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要  
履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日  
における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達する  
までの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約  
の全部又は一部の解除を行うとき。

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満  
たすべき要件等）

第十六条 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全  
な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務  
及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充  
実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。

2 「略」

3 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、保険  
会社、外国保険会社等又は引受社員とする。

（履行保証金保全契約の全部の解除）

第十七条 資金移動業者は、履行保証金保全契約の全部を解除しよう  
とするときは、別紙様式第十二号により作成した履行保証金保全契

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満  
たすべき要件等）

第十六条 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める健全な保険  
金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財  
産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状  
況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。

2 「同上」

3 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、  
外国保険会社等又は引受社員とする。

（履行保証金保全契約の解除）

第十七条 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、次の  
各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承

約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

認を受けて、当該各号に定める履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一 基準日における要供託額が、その直前の基準日における履行保証金の額と法第四十四条に規定する保全金額の合計額を下回る場合 当該保全金額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る履行保証金保全契約

二 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合 当該履行保証金保全契約の全部

三 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合 当該履行保証金保全契約の全部

四 資金移動業者が履行保証金信託契約を締結し、金融庁長官の承認を受けた場合において、当該承認の日の次の当該資金移動業者の営業日においてその直前の営業日における要履行保証額以上の額の信託財産を信託したとき 当該履行保証金保全契約の全部

2 資金移動業者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十二号により作成した履行保証金保全契約解除承認申請書に、第三十三条第一項第四号から第七号までに掲げる帳簿書類（前項の事実を証するものに限る。）の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第十三号により作成した履行保証金保全契約解除承認書により資金移動業者に通知するものとする。

(履行保証金信託契約の届出)

第十八条 資金移動業者は、法第四十五条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十三号により作成した履行保証金信託契約届出書に、履行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 法第四十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

4 資金移動業者は、第一項の承認を受けて履行保証金保全契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第十四号により作成した履行保証金保全契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(履行保証金信託契約の承認の申請)

第十八条 資金移動業者は、法第四十五条第一項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十五号により作成した履行保証金信託契約承認申請書に、当該履行保証金信託契約承認申請書の写し二通及び履行保証金信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2|| 金融庁長官は、前項の承認をしたときは、別紙様式第十六号により作成した履行保証金信託契約承認書により資金移動業者に通知するものとする。

3|| 資金移動業者は、第一項の承認後最初に履行保証金信託契約に基づき財産を信託したときは、別紙様式第十七号により作成した履行保証金信託契約届出書に、信託財産の額及び当該届出の前三営業日における要履行保証額を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。



一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者（以下この条、第三十三条第一項第九号及び第三十五条の二第一項第二号ホにおいて「信託契約資金移動業者」という。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行う為替取引（履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全ての利用者（信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができるときは、当該資金移動業者が行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者）を信託財産の元本の受益者とする。

二 「略」

三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における当該種別の資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による当該種別の資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

ニ 法第五十六条第一項の規定により履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に

一 信託契約資金移動業者（法第四十五条第二項第一号に規定する信託契約資金移動業者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者（信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合にあっては、当該資金移動業者が行う為替取引の全ての利用者）を信託財産の元本の受益者とする。

二 「同上」

三 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

ニ 法第五十六条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令（同項第三号に該当する場合に限る。）を受けた

該当する場合に限る。)を受けたとき。

ホ 「略」

四 「略」

五 履行保証金信託契約(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条、第二十一条の三第二号及び第三十五条の二第二項第二号ハにおいて同じ。)  
(へ金銭を信託するものであって元本の補填があるものを除く。次号において同じ。)に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

「イ〜ハ 略」

「六・七 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

八 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

とき。

ホ 「同上」

四 「同上」

五 履行保証金信託契約(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。)  
(へ金銭を信託するものであって元本の補填があるものを除く。次号において同じ。)に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

「イ〜ハ 同上」

「六・七 同上」

八 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあつては、信託契約資金移動業者が、全ての信託会社等が、適時に、当該複数の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の合計額を把握するために必要な措置を講じること。

九 信託会社等が、信託契約資金移動業者から通知を受けた要履行保証額が大幅かつ急激に減少した場合、信託契約資金移動業者が要履行保証額を通知しない場合その他信託契約資金移動業者の履行保証金信託契約を履行せず、又は履行しないおそれがあると認められた場合には、直ちに金融庁長官にその旨を届け出ること。

十 「同上」

イ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。以下同じ。）の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ 履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産を当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る他の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産として信託することを目的として履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行う場合

ハ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部の解除を行うとき。

ニ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における当該種別の資金移動業に係る信託財産の額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の

イ 各営業日において信託されている信託財産の元本の評価額が、その直前の営業日における要履行保証額を超過する場合に、その超過額の範囲内で履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行う場合

ロ 履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産を他の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産として信託することを目的として履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行う場合

ハ 基準日における履行保証金の額と保全金額の合計額が、その直前の基準日における要供託額を上回る場合

「号の細分を加える。」

営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ホ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部の解除を行うとき。

ヘ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る信託財産の額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

九 〔略〕

十 信託会社等が法第四十六条の規定による命令に依りて、遅滞なく信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

十一 〔同上〕

十二 信託会社等が法第四十六条の規定による命令に依りて、信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。

十一 「略」

十二 前号の場合であつて、当該履行保証金信託契約が終了したときにおける残余財産を信託契約資金移動業者に帰属させることができること。

十三 「略」

(履行保証金信託契約の全部の解除)

第二十一条の二 資金移動業者は、履行保証金信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十四号により作成した履行保証金信託契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

(預貯金等による管理の方法)

第二十一条の三 法第四十五条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 銀行等に対する預貯金により管理する方法（法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法（法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

(預貯金等による管理に係る届出等)

十三 「同上」

十四 前号の場合であつて、当該履行保証金信託契約の全部が終了したときにおける残余財産を信託契約資金移動業者に帰属させることができること。

十五 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

第二十一条の四

資金移動業者は、法第四十五条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第四十五条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 次のイ及びロに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イ及びロに定める事項

イ 前条第一号に掲げる方法 次に掲げる事項

(1) 預貯金口座のある銀行等の商号又は名称

(2) 預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3) 預貯金の名義

(4) 預貯金の口座番号その他の当該預貯金を特定するために必要な事項

ロ 前条第二号に掲げる方法 次に掲げる事項

(1) 金銭信託の受託者の商号又は名称

(2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

(3) 金銭信託の名義

(4) 金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項

四 法第四十五条の二第二項の規定に基づき監査を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五

「条を加える。」

- 
- 項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の氏名又は名称
- 五 その他参考となる事項
- 3 法第四十五条の二第三項に規定する預貯金等管理割合その他内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。
- 4 資金移動業者は、法第四十五条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 5 法第四十五条の二第三項に規定する当該変更を行う日その他内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 変更に係る事項
- 四 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあっては、当該変更を行う日の直前の基準日(法第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。第七項第三号において同じ。)における第三種資金移動業に係る要供託額(法第四十五条の二第四項に規定する要供託額をいう。)
- 五 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあっては、当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額
- 六 その他参考となる事項
- 6 資金移動業者は、法第四十五条の二第五項の規定による届出をし
-

ようとするときは、別紙様式第十七号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

7 法第四十五条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 預貯金等管理終了日（法第四十五条の二第五項に規定する預貯金等管理終了日をいう。次号において同じ。）の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（同項に規定する要供託額をいう。）

四 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

（預貯金等管理方法に係る監査）

第二十一条の五 資金移動業者（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている者に限る。以下この条において同じ。）は、同条第二項の規定に基づき、預貯金等管理方法（同条第一項第一号に規定する預貯金等管理方法をいう。第三十三条第一項第十号ロにおいて同じ。）による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（次項、第三十三条第一項第十号ハ及び第三十五条の二第二項第二号ニにおいて「預貯金等管理監査」という。）を受けなければならない。

「条を加える。」



2 次に掲げる者は、預貯金等管理監査をすることができない。

一 公認会計士法の規定により、法第四十五条の二第二項の規定による監査に係る業務をすることができない者

二 資金移動業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（債務の履行をすることができない場合の公告）

第二十三条 令第十七条第二項第二号の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により行うものとする。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第二十五条 資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十七条 資金移動業者は、資金移動業の一部を第三者に委託する

（債務の履行をすることができない場合の公告）

第二十三条 令第十七条第二項第二号の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第二十五条 資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十七条 資金移動業者は、その業務の一部を第三者に委託する場

場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

「一～五 略」

(銀行等が行う為替取引との誤認防止)

第二十八条 「略」

2 資金移動業者は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

「一～三 略」

「号を削る。」

四|| 「略」

「項を削る。」

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を

合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

「一～五 同上」

(銀行等が行う為替取引との誤認防止)

第二十八条 「同上」

2 「同上」

「一～三 同上」

四|| 資金移動業者がその利用者のために行う履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称

五|| 「同上」

3|| 資金移動業者は、その営業所において、資金移動業の利用者として為替取引を行う場合には、前項第一号から第四号までに掲げる事項を当該利用者の目につきやすいように窓口に掲示しなければならない。

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 「同上」

提供しなければならない。

一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

〔イ〜ニ 略〕

ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ハ 〔略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

第二十九条の二 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 その営む資金移動業の種別

二 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契

一 〔同上〕

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 〔同上〕

(1) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

〔条を加える。〕

約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称

三 その営む資金移動業の種別ごとの算定期間及び供託期限

四 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている場合にあつては、預貯金等管理割合及び法第五十九条第一項ただし書に規定する権利の内容

五 為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

六 その他前各号に掲げる事項に関し参考となると認められる事項  
(為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置)

第三十条の二 資金移動業者（第二種資金移動業を営む者に限る。）は、各利用者に対して負担している為替取引（第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。

2 資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがないと認められるものについて、当該利用者への返

「条を加える。」

還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。

(利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置)

第三十条の三 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

(二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置)

第三十条の四 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

2 資金移動業者(第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。)は、利用者から資金(第二種資金移動業に係るものに限る。)を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあつては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない。

(その他利用者保護を図るための措置等)

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(その他利用者保護を図るための措置)

第三十一条 資金移動業者は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認める場合には、当該為替取引の停止等を行う措置

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあつては、当該利用者が当該資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

三 資金移動業の利用者から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して為替取引に係る指図を受ける場合にあつては、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

四 為替取引に係る業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、当該業務に関し資金移動業の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針を当該者に周知するための適切な措置

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金

第三十一条 資金移動業者は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 資金移動業者が、その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該為替取引の停止等を行う措置

二 資金移動業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあつては、当該利用者が当該資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

三 資金移動業者が、資金移動業の利用者から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して為替取引に係る指図を受ける場合にあつては、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

〔号を加える。〕

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金

移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該資金移動業者が講ずる法第五十一条の四第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（第一種資金移動業に關し負担する債務の制限）

第三十二条の二 法第五十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 移動する資金の額
- 二 資金を移動する日
- 三 資金の移動先

2 法第五十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める期間は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間（利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。）とする。

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第三十二条の三 法第五十一条の四第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（

移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該資金移動業者が講ずる法第五十一条の二第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

「条を加える。」

（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第三十二条の二 法第五十一条の二第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

「一〇三 略」

（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条の四 法第五十一条の四第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

「一〇五 略」

2 法第五十一条の四第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

「一〇四 略」

3 「略」

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条 法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 資金移動業の種別ごとの取引記録

二 「略」

三 資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合にあっては、顧客

勘定元帳

四 各営業日における資金移動業の種別ごとの未達債務の額及び要

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

「一〇三 同上」

（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条の三 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

「一〇五 同上」

2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

「一〇四 同上」

3 「同上」

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条 「同上」

一 資金移動業に係る取引記録

二 「同上」

三 顧客勘定元帳（資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合に限る）。

四 各営業日における未達債務の額及び要履行保証額の記録



履行保証額（法第四十三條第二項に規定する要履行保証額をいう。）の記録

五|| 第十一條第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により算出した額を未達債務の額としている場合にあつては、各営業日における資金移動業の種別ごとの次に掲げる額の記録

イ 各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額

ロ 各利用者に対して有する為替取引に関する債権の額

六|| 第十一條第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により算出した額を未達債務の額としている場合にあつては、履行完了額算出時点を未達債務算出時点とみなして同條第三項の規定の例により算出した額及び同号に定める額の記録

七|| 各算定日における資金移動業の種別ごとの要供託額の記録

「号を削る。」

八|| 履行保証金を供託している場合にあつては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金の額の記録

九|| 信託契約資金移動業者である場合にあつては、各算定日における資金移動業の種別ごとの信託財産の額の記録

「号を削る。」

「号を加える。」

「号を加える。」

五|| 各基準日における要供託額の記録（信託契約資金移動業者を除く。）

六|| 各基準日に係る履行保証金の額の記録（履行保証金を供託している場合に限る。）

「号を加える。」

七|| 各営業日における信託財産の額の記録（信託契約資金移動業者に限る。）

八|| 各営業日における資金移動業の利用者ごとの為替取引に関し負担する債務の額及び当該為替取引に関し有する債権の額の記録（第十一條第三項の規定により未達債務の額を算出する場合に限る。）

十|| 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業

者である場合にあつては、次に掲げる記録

イ 各営業日における第三種資金移動業の各利用者に対して負担

する為替取引に関する債務の額の記録

ロ 各営業日における預貯金等管理方法により管理する金銭の額の記録

ハ 預貯金等管理監査の結果に関する記録

2 資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも十年間、同項第四号から第十号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

(資金移動業に関する報告書)

第三十四条 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごとの収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

「項を削る。」

「号を加える。」

2 資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる帳簿書類にあつては少なくとも十年間、同項第四号から第七号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

(資金移動業に関する報告書)

第三十四条 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2|| 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日(以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において「報告基準日」という。)ごとに、当該報告基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日及び九月三十日(以下この条において「基準日」という。)ごとに、当該基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2|| 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3|| 法第四十三条第一項の規定による供託をした資金移動業者は、第一項の報告書に、供託に係る供託書正本の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4|| 法第四十四条の規定による届出をした資金移動業者が履行保証金保全契約の内容の変更(当該履行保証金保全契約の一部の解除を除く。)をし、又は履行保証金保全契約を更新した場合には、第一項の報告書に、その契約書又はその旨を証する書面の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

5|| 信託契約資金移動業者は、第一項の基準日ごとの報告書に、信託会社等が発行する当該基準日の直前の基準日の翌日以後の毎月末日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6|| 金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に対し、第三項の供託書正本又は第四項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合 次に掲げる書類
- イ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
- ロ 直前の事業年度において法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた場合には、イに掲げる書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類
- イ 当該報告書に係る報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告書に係る報告基準日までの間（以下この号及び次項第二号二において「報告対象期間」という。）に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し
- ロ 報告対象期間に令第十七条第一項又は第三項の規定により履行保証金の取戻しをした場合であつて、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債について

「条を加える。」

は、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

ハ 報告対象期間に履行保証金保全契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ニ 報告対象期間に履行保証金信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ホ 報告基準日において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2 法第五十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合 前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類  
イ 前項第二号イからホまでに掲げる書類

ロ 報告基準日において第二十一条の三第一号に掲げる方法により金銭を管理していた場合には、銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日における残高証明書

ハ 報告基準日において第二十一条の三第二号に掲げる方法によ

り金銭を管理していた場合には、信託業務を営む金融機関が発行する当該報告書に係る報告基準日における残高証明書

ニ 報告対象期間に預貯金等管理監査を受けた場合には、公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

3 金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に対し、第一項第二号イの供託書正本又は同号ハ若しくはニの契約書の正本の提出を命ずることができる。

(履行保証金の供託等に係る特例の適用を受ける旨の届出等)

第三十六条の二 資金移動業者は、法第五十八条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十二号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第五十八条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この項及び次条において同じ。）に係る算定期間

四 特例対象資金移動業に係る基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等をいう。第五項において同じ。）

五 特例対象資金移動業に係る供託期限

六 特例適用開始日（法第五十八条の二第一項に規定する特例適用

「条を加える。」

- 
- 開始日をいう。)における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額
- 3 資金移動業者は、法第五十八条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十三号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 4 法第五十八条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 特例適用終了日(法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了日をいう。次項において同じ。)における特例適用終了資金移動業(法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了資金移動業をいう。次項において同じ。)に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額
- 5 資金移動業者が法第五十八条の二第三項の規定による届出をしたときは、当該資金移動業者が特例適用終了日において同条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金(法第五十八条の二第二項の規定により、同条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む。)のうち、当該履行保証金の額の特例適用終了日の直前の基準日等における一の特例適用終了資金移動業に係る要供託額(法第五十八条の二第四項に規定する要供託額をいう。)の当該基準日等における要供託額(当
-

該資金移動業者が法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項の規定により供託しなければならぬ履行保証金の額をいう。) に対する割合を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)について、当該特例適用終了資金移動業について供託した履行保証金とみなす。

(履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読替え)

第三十六条の三 法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託(同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。)をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十一条、第十四条の二、第十九条及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第三項</p>	<p>第五十九条第一項</p>	<p>第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項</p>
<p>第十一条第六項</p>	<p>第四十三条第二項</p>	<p>第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項</p>

「条を加える。」



			第十一条第七項		第十一条第六項 第二号		第十一条第六項 第一号
第四十五条第一項		第四十四条	第四十三条第一項	当該未達債務の額	が一億円	当該未達債務の額に百分の五	が一億円
第五十八条の二第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十四条	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項	当該額	の総額が一億円	当該額に百分の五	の総額が一億円

					第十四条の二	
					第十四条の二 第一号	
					第十四条の二 第二号	
第四十四条	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（同号）	当該算定日	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日（令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。）		第十五条	
第五十八条の二第一項の規定により読み替える規定により読み替えて適用する令第十五条	履行保証金等合計額（令第十七条第一項第一号）	当該基準日等	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等をいう。第十九条第八号イにおいて同じ。）		第十七条の三第三項の規定により読み替えて適用する令第十五条	の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項

第十四条の二第				
履行保証金保全契約に係	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	第五十九条第一項	履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約
特例対象資金移動業	履行保証金保全契約	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項	特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下同じ。）	履行保証金保全契約 て適用する法第四十四条

<p>る種別の資金移動業</p>	<p>第五十九条第一項</p>	<p>当該種別の資金移動業に係る保全金額</p>	<p>当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額</p>	<p>当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項</p>	<p>を控除した</p>
	<p>第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項</p>	<p>保全金額</p>	<p>履行保証金等合計額</p>	<p>法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項</p>	<p>の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政</p>

		第十四条の二第 四号		第十四条の二第 五号	
当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約
履行保証金等合計額	保全金額	特例対象資金移動業	履行保証金保全契約	特例対象資金移動業	令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額を控除した

第十九条第三号				
履行保証金信託契約に係	当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約		を控除した	係る履行保証金等合計額
特例対象資金移動業	履行保証金保全契約	<p>の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項）を控除した</p> <p>、当該政令で定める額</p>	<p>の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項）</p>	<p>法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項</p>

第十九条第八号	イ 第十九条第八号					ハ		
	当該履行保証金信託契約	当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	第四十五条第一項	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該算定日	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日	当該種別の資金移動業	種別の資金移動業
特例対象資金移動業	履行保証金信託契約	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項	履行保証金等合計額	当該基準日等	直前の基準日等	業	当該特例対象資金移動業	

		第十九条第八号		第十九条第八号		ロ
		履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業		履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業		に係る種別の資金移動業
第十九条第八号		第五十九条第一項		第五十九条第一項		
当該種別の資金移動業に係る信託財産		第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項		第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項		
信託財産		履行保証金信託契約		履行保証金信託契約		



当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	を控除した	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額
履行保証金信託契約	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	履行保証金等合計額

		第十九条第八号		ホ	
	第十九条第八号へ	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	特例対象資金移動業
		当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額	履行保証金等合計額
		当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三
		を控除した		の総額（法第五十八条の二第一項の規定によ	の総額（法第五十八条の二第一項の規定によ

第三十三條第一項第九号	資金移動業の種別ごとの信託財産の額	特例対象資金移動業に係る信託財産の額	第三十三條第一項第八号	資金移動業の種別ごとの履行保証金	特例対象資金移動業に係る履行保証金		当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	履行保証金信託契約			り読み替えて適用する法第四十三條第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額を控除した
-------------	-------------------	--------------------	-------------	------------------	-------------------	--	------------------------	-----------	--	--	---

(廃止の届出等)

第三十八條 法第六十一條第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出

(廃止の届出等)

第三十八條 法第六十一條第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十二号により作成した届出書に、当該届出書の写

しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

「一〇五 略」

六 一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別

七 「略」

「3・4 略」

5 資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 「略」

(法令違反行為等の届出)

第三十九条 資金移動業者は、取締役等又は従業者に資金移動業に關し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

「一〇三 略」

(經由官庁)

第四十条 資金移動業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類(次項及び次条において「申請書等」と

し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

「3・4 同上」

5 資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十三号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 「同上」

(法令違反行為等の届出)

第三十九条 資金移動業者は、取締役等又は従業者に資金移動業に關し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があつたことを知つた場合には、当該事実を知つた日から二週間以内に、別紙様式第二十四号に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

(經由官庁)

第四十条 資金移動業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類(以下この条及び次条において「申請書

いう。)を金融庁長官に提出しようとするときは、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長(次項及び次条において「財務事務所長等」という。)とする。)を経由してこれを提出しなければならない。

2|| 資金移動業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十一条 資金移動業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

(標準処理期間)

第四十二条 金融庁長官は、法第三十七条の登録若しくは法第四十一条第一項の変更登録又は法第四十条の二第一項の認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

等」という。)を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該資金移動業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

「項を加える。」

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十一条 資金移動業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

(標準処理期間)

第四十二条 金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

〔項を削る。〕

2 〔略〕

別紙様式第 1 号 (第 4 条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

〔略〕

(第 2 面)

※ 登 録 番 号	財 務 ( 支 ) 局 長 第 号 ( 年 月 日 )
〔 1 . ～ 3 . 略 〕	
4 . 資 本 金 の 額	
〔 5 . ・ 6 . 略 〕	

(記載上の注意)

〔 1 . ～ 3 . 略 〕

4. 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は  
億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1

2 第十七条第一項に規定する履行保証金保全契約の解除の承認又は  
第十八条第一項に規定する履行保証金信託契約の承認に関する申請  
に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

3 〔画下〕

別紙様式第 1 号 (第 4 条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

〔同左〕

(第 2 面)

※ 登 録 番 号	財 務 ( 支 ) 局 長 第 号 ( 年 月 日 )
〔 1 . ～ 3 . 同左 〕	
4 . 資 本 金 の 額	千 円
〔 5 . ・ 6 . 同左 〕	

(記載上の注意)

〔 1 . ～ 3 . 同左 〕

〔加える。〕

億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十  
万円とすることができる。

5. ～8. [略]

(第3面)

[略]

(第4面)

8. 資金移動業の種別

1	第一種資金移動業 ( 年 月 日 )
	(資金決済に関する法律第40条の2第1項の認可年月日
	: 年 月 日)
2	第二種資金移動業 ( 年 月 日 )
3	第三種資金移動業 ( 年 月 日 )

(記載上の注意)

1. 行おうとする資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
2. 資金移動業の種別の年月日は、登録年月日又は変更登録年月日に記載すること。

(第5面)

9. 資金移動業の内容及び方法

- (1) 資金移動業の内容及び方法  
[表略]  
(記載上の注意)

4. ～7. [同左]

(第3面)

[同左]

[加える。]

8. 資金移動業の内容及び方法

- (1) 資金移動業の内容及び方法  
[同左]  
(記載上の注意)

(第4面)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。

2. ～9. [略]

10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

(2) 未達債務算出時点、履行完了額算出時点、算定期間、未達債務算出方法及び供託期限

[加える。]

1. ～8. [同左]

9. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

[加える。]

(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、第9条の9第1号に規定する未達債務算出時点をいう。



2. 「履行完了額算出時点」とは、第11条第4項第2号に規定する履行完了額算出時点をいい、同項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定により第一種資金移動業に係る未達債務の額を算出する場合に記載すること。
3. 「算定期間」とは、法第58条の2第5項第1号に規定する算定期間をいい、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を営む場合に記載すること。
4. 「未達債務算出方法」は、為替取引に関する債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあつては、国内にある利用者と国外にある利用者とを区分する方法を記載すること。

(第7面)

(3) 資金移動の概要図

--

(2) 資金移動の概要図

(第5面)

--

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第8面)

(4) 業務委託状況

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。
3. [略]

(第9面)

(5) [略]

[削る。]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、為替取引の種類ごとに簡略に図示すること。

(第6面)

(3) 業務委託状況

[同左]

(記載上の注意)

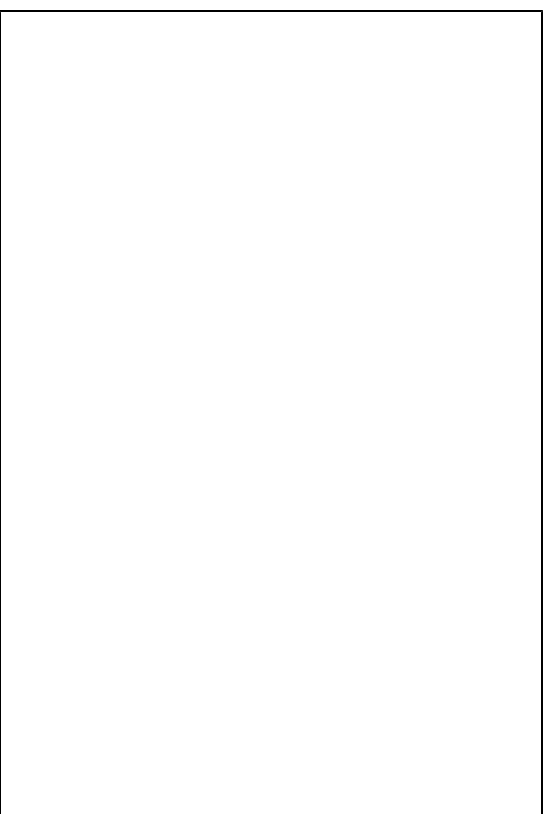
1. [同左]
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第6面の次に添付すること。
3. [同左]

(第7面)

(4) [同左]

(第8面)

9. 未達債務算出時点及び算出方法



(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、各営業日における未達債務の額(法第43条第2項に規定する未達債務の額)の算出時点をいう。
2. 「未達債務算出方法」は、為替取引に係る債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者を区分する方法を記載すること。

[加える。]

(第10面)

10. 主要株主の氏名、商号又は名称

<u>(ふりがな)</u>		保有する議決権の数 個	割合 %
氏名、商号又は名称			

--	--	--

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第5条第2号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

11.・12. [略] (第11面)

13. [略] (第12面)

別紙様式第2号 (第4条関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第1面)

[略]

10.・11. [同左] (第9面)

12. [同左] (第10面)

別紙様式第2号 (第4条関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第1面)

[同左]

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 ( 年 月 日 )
[1. ~6. 略]	
7. 資本金の額	
8. [略]	

(第3面)

9. [略]
--------

(記載上の注意)

[1. ~3. 略]

4. 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十

万円とすることができる。

5. ~8. [略]

(第4面)

[略]

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 ( 年 月 日 )
[1. ~6. 同左]	
7. 資本金の額	千円
8. [同左]	

(第3面)

9. [同左]
---------

(記載上の注意)

[1. ~3. 同左]

[加える。]

4. ~7. [同左]

(第4面)

[同左]

11. 資金移動業の種別

1	第一種資金移動業 ( 年 月 日 ) (資金決済に関する法律第40条の2第1項の認可年月日 : 年 月 日)
2	第二種資金移動業 ( 年 月 日 )
3	第三種資金移動業 ( 年 月 日 )

(記載上の注意)

1. 行おうとする資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。
2. 資金移動業の種別の年月日は、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

12. 資金移動業の内容及び方法

- (1) 資金移動業の内容及び方法

[表略]

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。

2. ~9. [略]

10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に

11. 資金移動業の内容及び方法

- (1) 資金移動業の内容及び方法

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

1. ~8. [同左]

9. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に

記載して、その書面を第6面の次に添付すること。

(第7面)

- (2) 未達債務算出時点、履行完了額算出時点、算定期間、未達債務算出方法及び供託期限

--

(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、第9条の9第1号に規定する未達債務算出時点をいう。
2. 「履行完了額算出時点」とは、第11条第4項第2号に規定する履行完了額算出時点をいい、同項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定により第一種資金移動業に係る未達債務の額を算出する場合に記載すること。
3. 「算定期間」とは、法第58条の2第5項第1号に規定する算

記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

[加える。]

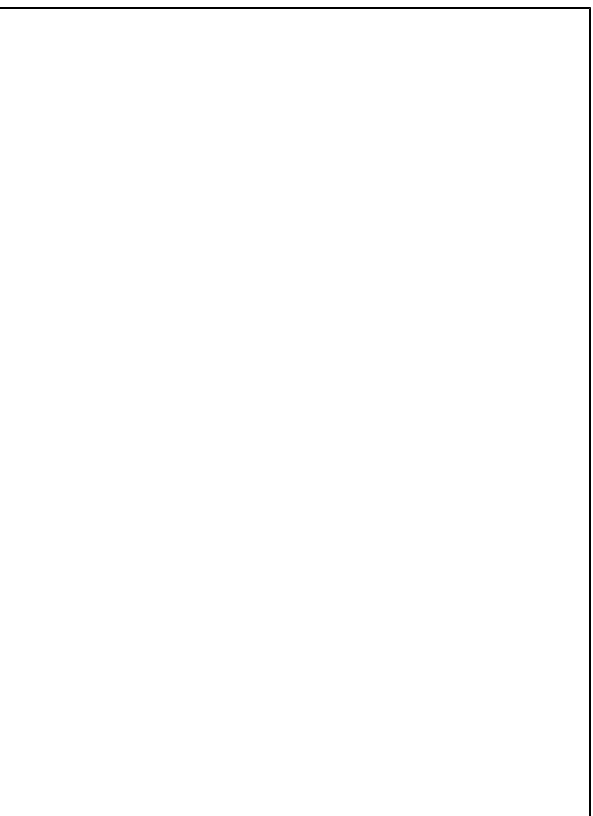


定期間をいい、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を営む場合に記載すること。

4. 「未達債務算出方法」は、為替取引に関する債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあつては、国内にある利用者と国外にある利用者とを区分する方法を記載すること。

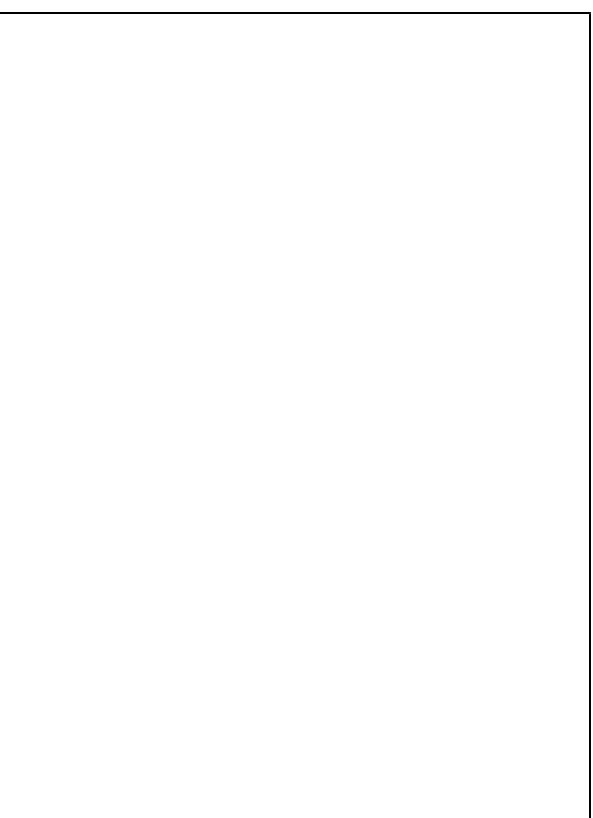
(第8面)

(3) 資金移動の概要図



(2) 資金移動の概要図

(第6面)



(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第9面)

4 業務委託状況

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第9面の次に添付すること。
3. [略]

(第10面)

5 [略]

[削る。]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、為替取引の種類ごとに簡略に図示すること。

(第7面)

3 業務委託状況

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。
3. [同左]

(第8面)

4 [同左]

(第9面)

12. 未達債務算出時点及び算出方法

(記載上の注意)

1. 「未達債務算出時点」とは、各営業日における未達債務の額(法第43条第2項に規定する未達債務の額)の算出時点をいう。
2. 「未達債務算出方法」は、為替取引に係る債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあつては、国内にある利用者と国外にある利用者を区分する方法を記載すること。

[加える。]

(第11面)

13. 主要株主の氏名、商号又は名称

(ふりがな)	
氏名、商号又は名称	保有する議決権の数 割合

---

	個	%

---

(記載上の注意)  
1. 「主要株主」とは、第5条第2号に規定する主要株主をいう。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第11面の次に添付すること。

(第12面)

14.・15. [略]

(第13面)

16. [略]

別紙様式第3号 (第6条、第10条第2項関係) [略]

別紙様式第7号 (第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格A4)

株 主 の 名 簿

[表略]

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権をいう。

13.・14. [同左]

(第10面)

(第11面)

15. [同左]

別紙様式第3号 (第6条、第10条第1項関係) [同左]

別紙様式第7号 (第6条、第10条第1項関係)

(日本産業規格A4)

株 主 の 名 簿

[同左]

(記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第10条第1項第5号に規定する総株主の議決権をいう。

2. [略]
3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。
- [4. ～6. 略]

別紙様式第9号の2(第9条の2関係)

(日本産業規格A4)  
年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所  
電話番号 ( ) ー

商 号  
代表者の  
氏 名

業務実施計画の認可申請書

資金決済に関する法律第40条の2第1項の規定により、業務実施計画の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定によ

2. [同左]
3. 「議決権」とは、資金移動業者の株主が当該資金移動業者の株主総会の決議に参加する権利として、1株につき1個付与されているものをいう。
- [4. ～6. 同左]

[様式を加える。]

- る届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「登録番号」は、法第37条の登録を受けている場合にのみ記載すること。

別紙様式第9号の3(第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

業務実施計画

1. 商号	
2. 為替取引により移動させる資金の額の上限額	百万円
3. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法	別添1のとおり
4. 為替取引に係る業務の提供方法	別添2のとおり
5. 為替取引による	

[様式を加える。]

<p>資金の移動が生じる国及び地域</p>	<p>別添 3 のとおり</p>
<p>6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項</p>	<p>別添 4 のとおり</p>
<p>7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項</p>	<p>別添 5 のとおり</p>
<p>8. 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針</p>	<p>別添 6 のとおり</p>
<p>9. その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項</p>	<p>別添 7 のとおり</p>

(記載上の注意)

「為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考



書類として、第6条第8号及び第10号に掲げる書面を添付すること。

(別添1)

3. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

--

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

・システムの設置場所

・バックアップシステムの有無及び設置場所

・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、資金移動業者が管理する各システム(取引システム、顧客管理システム及び社内システム等)の関係性と、連携先(銀行、クレジットカード会社及び店舗等)との接続関係の概要についても記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(別添2)

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類、提供方法

--

(2) 為替取引に係る指図の受付方法

--

---

--

(3) 為替取引に係る資金の受入方法

--

(4) 業務受託者等への送金情報の伝達方法

--

(5) 為替取引に係る資金の払出方法

--

(記載上の注意)

1. 「為替取引の種類、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。
2. 「為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法（イ

インターネット及び店頭等)を記載し、法第51条の2の規定の観点から為替取引に係る指図を受付するか否かを確認する方法、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法についても記載すること。

3. 「為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法(口座振込等)及び分割入金可否を記載し、為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理についても記載すること。

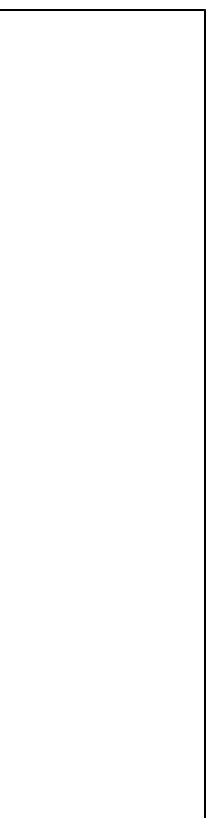
4. 「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法(送金システムへの入力等)を記載すること。

5. 「為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法(口座振込等)を記載すること。

6. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

7. 「為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(6) 資金移動の概要図



--

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供（送金情報等の伝達を含む。）並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。

(別添 3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

--

(記載上の注意)

1. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。
2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4)

6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理 (管理体制)

--

(2) 取引時確認の措置

--

(記載上の注意)

1. 「経営管理 (管理体制) 」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラ

イン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。

2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。

3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

4. 「経営管理（管理体制）」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。

5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びファイルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

(1) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法

---

(2) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行に関し、適正かつ確実に実施するための体制

(3) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法

(4) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視に関し、適正かつ確実に実施するための体制

(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)



までの措置について、具体的に記載すること。

- (1) 利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置
  - (2) 為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点を資金を移動する日とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置
  - (3) 他の利用者から資金を受け取る場合に資金の滞留が生じないための措置
  - (4) その他利用者資金の滞留を防止するための措置
2. 「利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法」は、「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」に記載した措置の運用状況に係る監視方法について記載すること。
  3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」は、第32条の2第2項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。
  4. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例に

より作成した書面に記載すること。

5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に記載した期間の内訳（必要な事務処理の内容及び事務処理期間）を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。

6. 3. に関し、「資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される当該事由及び当該事由が生じた場合の対処方針を記載した書面を添付すること。

7. 「法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」（「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を除く。）に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(別添6)

8. 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

(1) 為替取引に関する事故が発生した場合

--

(2) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

--

(3) 送金資金に不足が生じた場合

--

(記載上の注意)

1. 「為替取引に関する事故」とは、システム障害等（システム障害やサイバーセキュリティ事案）の発生や誤った為替取引（例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等）が発生した場合等をいい、「為替取引に関する事故が発生した場合は、資金移動業者が行う為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。

- (1) 利用者への損失の補償の有無
- (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
- (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容

- (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。
  - (1) 資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無
  - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
  - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
  - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該為替取引の履行を確保するための対応(実施するための態勢を含む。)を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

(別添7)

9. その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための

重要な事項

(記載上の注意)

必要に応じて、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第9号の4(第9条の4第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所  
電話番号 ( ) ー

商 号  
代表者の  
氏 名

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第9条の4第1項の規定に基づき、

[様式を加える。]

資金決済に関する法律第40条の2第1項の業務実施計画の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1. 変更に係る事項

変 更 後	変 更 前

2. 申請の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3. 別紙様式第9号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

引紙様式第9号の5 (第9条の4第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第40条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1. 変更に係る事項

変 更 年 月 日	変 更 後	変 更 前

[様式を加える。]

2. 変更の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができ。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3. 別紙様式第9号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の6 (第9条の5関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

[様式を加える。]



氏 名

変更登録申請書

資金決済に関する法律第41条第1項の規定により、同項の変更登録を受けたので、次のとおり申請します。

記

1. 営もうとする新たな資金移動業の種別
2. 新たな資金移動業の種別を営もうとする理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 登録申請書の第4面(外国資金移動業者にあつては、第5面)については、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の7(第9条の6関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

[様式を加える。]

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第40条第1項第3号から第5号までに該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第9号の8 (第9条の7関係)

(日本産業規格A4)

文 書 番 号

年 月 日

商 号

代表者の氏名 殿

財務 (支) 局長

印

[様式を加える。]

変更登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、  
年 月 日に登録したので通知します。

別紙様式第9号の9（第9条の8関係）

（日本産業規格A4）

文 書 番 号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務（支）局長

印

変更登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった登録の申請については、  
下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

[様式を加える。]

拒否理由

別紙様式第10号 (第10条第1項、第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

変 更 届 出 書

(事前・事後)

下記の事項について { 変更します } ので、資金決済に関する法律  
変更しました

第41条 { 第3項  
第4項 } の規定により届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

別紙様式第10号 (第10条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

変 更 届 出 書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第41  
条第1項の規定により届け出ます。

記

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができ。

2. 当該変更届出書を法第41条第3項の規定により届け出る場合には、「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲むこと。また、「変更年月日」は変更予定年月日を記載すること。

3. 当該変更届出書を法第41条第4項の規定により届け出る場合には、「事後」、「変更しました」及び「第41条第4項」を○で囲むこと。

4. ～6. [略]

別紙様式第11号 (第14条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができ。

[加える。]

[加える。]

2. ～4. [同左]

別紙様式第11号 (第14条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号  
代表者の  
氏 名

履行保証金保全契約届出書

資金決済に関する法律第44条の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業 の種別
			円	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及びび名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びび名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及びび名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びび名のみを記載することができる。

2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約である場合には、「資金移動業の種別」は、

商 号  
代表者の  
氏 名

履行保証金保全契約届出書

資金決済に関する法律第44条の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及びび名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びび名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及びび名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びび名のみを記載することができる。

当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載  
 すること。

別紙様式第12号 (第17条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所 電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

氏 名

履行保証金保全契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第17条の規定に基づき、下記のとおり届けてます。

記

1. 届出の理由

2. 解除しようとする履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	資金移動業 の種別

別紙様式第12号 (第17条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住 所 (郵便番号)

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金保全契約解除承認申請書

資金移動業者に関する内閣府令第17条第2項の規定に基づき、資金  
 決済に関する法律第44条に規定する履行保証金保全契約の解除の承認  
 を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 解除しようとする履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額

円

3. 2. の履行保証金保全契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

円

3. 現に供託している履行保証金の内容 (供託所名 )

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金	供託者名
	円	

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)



「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(第2面)

4. 現に締結している履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

5. 現に締結している履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第13号 (第18条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所 電話番号 ( ) ー

商 号 代表者の氏 名

履行保証金信託契約届出書

資金決済に関する法律第45条第1項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	資金移動業の種別
--------	-------	--------	--------	----------

別紙様式第13号 (第17条第3項関係)

(日本産業規格A4)

文 書 番 号

年 月 日

商 号

代表者の氏名 殿

財務 (支) 局長 印

履行保証金保全契約の解除承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

解除できる履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額
			円

			円
		( 年 月 日現在)	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第14号 (第21条の2関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
(郵便番号 ( ) )

住 所  
電話番号 ( ) ( )

別紙様式第14号 (第17条第4項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) ( )  
商 号

商 号  
代表者の  
氏 名

履行保証金信託契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の2の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由
2. 解除しようとする履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円	資金移動業 の種別
			( 年 月 日現在)	

3. 2. の履行保証金信託契約の解除予定年月日  
(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履

代表者の  
氏 名

履行保証金保全契約解除届出書

年 月 日付で承認を受けた履行保証金保全契約の解除を行ったので、資金移動業者に関する内閣府令第17条第4項の規定により解除後の契約書の写しを添えて届け出ます。

記

- 解除した履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契 約 金 額 円

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

行保証金信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第15号 (第21条の4第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第1項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 号

別紙様式第15号 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金信託契約承認申請書

資金決済に関する法律第45条第1項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり申請します。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間

4. 預貯金等管理方法により管理することを開始する日	
5. 預貯金等管理割合	%
6. 預貯金等管理方法による管理の方法	
イ. 銀行等に対する預貯金により管理する方法	
(1) 預貯金口座のある銀行等の商号又は名称	
(2) 預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
(3) 預貯金の名義	
(4) 預貯金の口座番号その他の当該預貯金を特定するために必要な事項	
ロ. 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法	
(1) 金銭信託の受託者の商号又は名称	
(2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
(3) 金銭信託の名義	

(記載上の注意)  
 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これまでの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(4) 金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項	
7. 法第45条の2第2項の規定に基づき監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	
8. その他参考となる事項	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「預貯金等管理方法」又は「預貯金等管理割合」とは、それぞれ法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法又は同項に規定する預貯金等管理割合をいう。
3. 「その他参考となる事項」は、預貯金等管理を行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第16号 (第21条の4第4項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理に係る変更届出書

下記の事項について変更します。資金決済に関する法律第45条の2第3項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号

別紙様式第16号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

文 書 番 号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務 (支) 局長

印

履行保証金信託契約の承認について

年 月 日付で申請があつた下記履行保証金信託契約については承認します。

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間



2. 登録年月日		
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号	
4. 変更に係る事項		
(1) 変更の内容		
変更予定年月日	変 更 後	変 更 前
(2) 変更の理由		
5. 変更予定年月日の直前の基準日 (法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。)		
における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額		円
6. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額		円

(記載上の注意)

1. 「預貯金等管理割合」とは、法第45条の2第1項に規定する

預貯金等管理割合をいう（以下この様式において同じ。）。

2. 「変更予定年月日の直前の基準日（法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。）における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額」及び「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額」は、変更の内容が預貯金等管理割合の引き下げである場合に限り、記載すること。

3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

（第2面）

7. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容（供託所名 　　）

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金
		円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

--	--	--	--

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

(記載上の注意)

変更予定年月日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

8. その他参考となる事項

--

(記載上の注意)

変更の内容が預貯金等管理割合の引き上げである場合には、当該引き上げを行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第17号 (第21条の4第6項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用の解除に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第6項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

別紙様式第17号 (第18条第3項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金信託契約届出書

年 月 日付で承認を受けた履行保証金信託契約に基づき財産を信託したので、資金移動業者に関する内閣府令第18条第3項の規定により、信託財産の額及び前三営業日における要履行保証額を証する書面を添えて下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これまでの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 預貯金等管理終了日	
5. 預貯金等管理終了日の直前の基準日(法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。 )における第三種資金移動業に係る法第45条の2第5項に規定する要供託額	円
6. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

「預貯金等管理終了日」とは、法第45条の2第5項に規定する預貯金等管理終了日をいう(以下この様式において同じ。 )。

記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これまでの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

7. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容 (供託所名 )

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金
		円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)



(記載上の注意)

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第18号 (第22条第2項関係)

(日本産業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金の供託届出書

別紙様式第18号 (第22条第2項関係)

(日本産業規格 A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証金の供託届出書

資金決済に関する法律第46条の規定により供託をしたので、供託書  
正本を添えて届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による  
届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、こ  
れらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るま  
での間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて  
記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第19号 (第34条第1項関係)

(日本産業規格 A4)

(第1面)

事業報告書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所  
商 号  
代表者の  
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係  
る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

資金決済に関する法律第46条の規定により供託をしたので、供託書  
正本を添えて届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による  
届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、こ  
れらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るま  
での間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて  
記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第19号 (第34条第1項関係)

(日本産業規格 A4)

(第1面)

事業報告書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所  
商 号  
代表者の  
氏 名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係  
る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

- 第1 事業概況書  
 1 [略]  
 [削る。]  
2～4 [略]
- 第2 収支の状況  
1 資金移動業に係る収支の状況  
2 資金移動業の種別ごとの収支の状況  
 (記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。  
 (第2面)

1. [略]  
 [削る。]
- 第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
 [削る。]

目 次

- 第1 事業概況書  
 1 [同左]  
2 営業所の増減  
3～5 [同左]
- 第2 資金移動業に係る収支の状況  
 [加える。]  
 [加える。]  
 (記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。  
 (第2面)

1. [同左]  
2. 営業所の増減
- 第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
営 業 所			
計			

2. [略]

(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	合計
年間取扱件数 (件)				
年間取扱金額 (円)				
1件あたりの平均取扱金額 (円)				

(記載上の注意)

1. 「第1種」、 「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。

2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づき当該事業年度

(記載上の注意)

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。)第54条第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書その登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

3. [同左]

(第3面)

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額 (円)	
1件あたりの平均取扱金額 (円)	

(記載上の注意)

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書その登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している  
 場合には、記載を省略することができる。

4. [略]

第2 収支の状況

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

5. [同左]

第2 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

(第4面)

[加える。]

## 2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

### (1) 第一種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)

2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。  
以上

売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				

所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)



1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意 2. 及び3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第4面の「資金移動業の種別」がーである場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

別紙様式第20号 (第34条第1項関係)

(日本産業規格 A 4 )  
(第 1 面)

事業報告書  
第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで )  
年 月 日

金融庁長官 殿

住所  
商号  
代表者の氏名  
国内における  
代表名の氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。  
目次

第 1 事業概況書

別紙様式第20号 (第34条第1項関係)

(日本産業規格 A 4 )  
(第 1 面)

事業報告書  
第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで )  
年 月 日

金融庁長官 殿

住所  
商号  
代表者の氏名  
国内における  
代表名の氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。  
目次

第 1 事業概況書

1 [略]  
[削る。]

2 ～4 [略]

第2 収支の状況

1 資金移動業に係る収支の状況

2 資金移動業の種別ごとの収支の状況  
(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書

1. [略]  
[削る。]

1 [同左]

2 営業所の増減

3 ～5 [同左]

第2 資金移動業に係る収支の状況

[加える。]

[加える。]

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(第2面)

第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書

1. [同左]  
2 営業所の増減

区分	前期末	当期末	増減(△)
営業所			
計			

(記載上の注意)

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者が、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づいて当該事業年度の業務報告書その登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

3. [同左]

(第3面)

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (万件)	
年間取扱金額 (百万円)	
1件あたりの平均取扱金額 (円)	

(記載上の注意)

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づいて当該事業年度の業務報告書その登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

2. [略]

(第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	合計
年間取扱件数 (件)				
年間取扱金額 (円)				
1件あたりの平均取扱金額 (円)				

(記載上の注意)

1. 「第1種」、 「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。

2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づいて当該事業年度の業務報告書その登録をした財務（支）局長に提出して

いる場合には、記載を省略することができる。

4. [略]

第2 収支の状況（日本国内における資金移動業に係るものに限る）

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

調整額

5. [同左]

第2 資金移動業に係る収支の状況（日本国内における資金移動業に係るものに限る）

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合にあっては、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

(第4面)

[加える。]

## 2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

### (1) 第一種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)

2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。  
以上

売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				

所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意 2. 及び 3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第 5 面の「資金移動業の種別」がーである場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るま

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 1 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るま



での間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1. 未達債務の額等の概要

報告日	年 月 日	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
報告基準日における未達債務の額	(第1種) (第2種) (第3種)	円 円 円
	① ②	円 円
	(合計)	円
報告基準日における未達債務の額	(合計から第3種①を除いた額)	円
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	(第3種) (合計)	円 円
報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額		円

(記載上の注意)

1. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一

での間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1. 未達債務の額等の概要

報告日	年 月 日	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
基準日における未達債務の額		円
基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額		円

(記載上の注意)

「加える。」

種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう

(以下この様式において同じ。)

2. 「未達債務の額」は、資金移動業の種別ごとに、利用者(国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。)に対して負担する債務の額について記載すること。また、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合(同条第1項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること(本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書きにて記載すること)。
3. 「報告基準日における未達債務の額」は、括弧書の記載に依りて、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日における未達債務の額を記載すること。
4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に依りて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の

1. 「未達債務の額」は、国内の利用者に対して負う債務の額について記載すること。なお、外貨建てで債務を負う場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること(本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書きにて記載すること)。

2. 「基準日における未達債務の額」は、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日における未達債務の額を記載すること。
3. 「基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、現に供託している履行保証金の額及び履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額又は履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること

額の合計額を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第5項第4号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合（その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。）には、「(第 種)」の行を追加して記載すること。

5. 「報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額」は、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合に記載すること。

(第2面)

2. 未達債務の概況

(1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数 (件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額 (円/月ごとに)

① 総取扱件数

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	件	件	件	件

。

[加える。]

(第2面)

2. 未達債務の概況

(1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数 (件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額 (円/月ごとに)  
[加える。]

年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件

② 総取扱金額

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

[加える。]

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第3種
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

[加える。]

(記載上の注意)

[略]

(2) 口座を設定する場合にあつては、報告対象期間における口座件数 (件/月ごとに)、口座平均残高 (円/月ごとに)

① 口座件数

	第1種	第2種	第3種	合計
--	-----	-----	-----	----

(記載上の注意)

[同左]

(2) 口座を設定する場合にあつては、報告対象期間における口座件数 (件/月ごとに)、口座平均残高 (円/月ごとに)

[加える。]

年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件

㉑ 口座平均残高

	第1種	第2種	第3種
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

[加える。]

(3) 為替証書等 (第29条第2項に規定する為替証書等をいう。) を発行する場合にあつては、報告対象期間における発行枚数及び回収枚数 (枚/月ごとに)

㉒ 発行枚数

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚

㉓ 回収枚数

(3) 為替証書等 (第29条第2項に規定する為替証書等をいう。) を発行する場合にあつては、報告対象期間における発行枚数及び回収枚数 (枚/月ごとに)  
[加える。]

[加える。]

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚

(第3面)

3. 報告対象期間における特例等の適用状況

(1) 履行保証金の供託等に係る特例の状況

- ① 報告対象期間における一括供託の適用の有無
  - ② 一括供託をしている場合（報告対象期間に一括供託をやめた場合も含む。）には、一括供託を開始した日及び特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別
  - ③ 報告対象期間に一括供託をやめた場合には、一括供託をやめた日
- (2) 預貯金等管理方法の状況
- ① 報告対象期間における預貯金等管理方法（法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法をいう。以下同じ。）による管理の有無
  - ② 預貯金等管理方法による管理を行っている場合（報告対象期間に預貯金等管理方法による管理をやめた場合も含む。）には、管理の開始日

[加える。]

(第3面)

- ③ 報告対象期間に預貯金等管理割合を変更した場合には、変更した日及び変更内容
- ④ 報告対象期間に預貯金等管理方法による管理をやめた場合には、管理をやめた日

4. 現に供託している履行保証金の内容 (供託所名 )

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金	種別	当該種別に係る 供託金の額
		円	第 種	円

(記載上の注意)

- 「種別」とは、資金移動業の種別をいい (以下この様式において同じ。)、 「第 種」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業について一括供託をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。
- 「当該種別に係る供託金の額」は、その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除き、 「種別」において記載した資金移動業の種別ごとの供託金の額を記載すること。

3. 現に供託している履行保証金の内容 (供託所名 )

イ. 金銭の場合

供 託 番 号	供 託 金	供 託 者 名
	円	

[加える。]

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
①					円	円	%
②							

評価額	種別	当該種別に係る 評価額	
		円	円
①	第 種		
②			

(記載上の注意)

イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率
①		円	%
②			
③			

評価額	種別	当該種別に係る 評価額

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

[加える。]

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率	評 価 額
		円	%	円



①	円	第 種	円
②			
③			

(記載上の注意)

1. 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

2. 1. の記載上の注意に準じて記載すること。

[削る。]

[削る。]

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

4. 現に締結している履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

5. 現に締結している履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

--	--	--	--

(記載上の注意)

1. 資金移動業者が選択した資産保全方法について記載すること。
2. 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額又は信託財産の額の推移がわかる書面を第3面の次に添付すること。

[加える。]

5. 現に締結している履行保証金保全契約の内容

(第4面)

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

6. 現に締結している履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別

				円 (年 月 日現在)	

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

7. 預貯金等管理方法による管理の状況

銀行等の名称	預貯金等管理割合	預貯金の額 円 (年 月 日現在)

預貯金等の名義	預貯金等の口座番号その他の 当該預貯金等を特定するための事項

(記載上の注意)

1. 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、

履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法による管理の状況について記載すること。

2. 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額若しくは信託財産の額又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額の推移がわかる書面を第4面の次に添付すること。

別紙様式第22号 (第36条の2第1項関係)

[様式を加える。]

(日本産業規格A4)  
年 月 日  
(第1面)

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

一括供託の特例に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第36条の2第1項の規定により、資金決済に関する法律第58条の2第1項の規定による一括供託の特例の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による

届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができると記

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 特例適用開始日	
5. 特例対象資金移動業に係る事項	
(1) 特例対象資金移動業	
(2) 算定期間	
(3) 基準日等	
(4) 供託期限	
6. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

「特例適用開始日」、「特例対象資金移動業」、「算定期間」又は「基準日等」とは、それぞれ法第58条の2第1項に規定する特例適用開始日、同項に規定する特例対象資金移動業、同条第5項第1号に規定する算定期間又は同項第2号に規定する基準日等をいう。

(第2面)

7. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容 (供託所名 )

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金
		円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

--	--	--	--	--	--	--	--	--

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 ( 年 月 日現在)

--	--	--	--

(記載上の注意)

法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例対象資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第23号 (第36条の2第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

(第1面)

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

[様式を加える。]



氏 名

一括供託の特例の適用終了に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第36条の2第3項の規定により、資金決済に関する法律第58条の2第1項の規定による一括供託の特例の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。

(記載上の注意)

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務(支)局長 第 号
4. 特例適用終了日	
5. 特例適用終了資金移動業	
6. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

「特例適用終了日」又は「特例適用終了資金移動業」とは、それぞれ法第58条の2第3項に規定する特例適用終了日又は特例適用終了資金移動業をいう(以下この様式において同じ。)

(第2面)

7. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

(1) 供託に係る履行保証金の内容(供託所名 )

イ. 金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金	種別	当該種別に係る 供託金の額	
				円	種
				円	

(記載上の注意)

1. 「種別」とは、資金移動業の種別をいひ、(以下この様式において同じ。)、 「第 種」には、資金移動業の種別の番号を記載すること。

2. 「当該種別に係る供託金の額」は、「種別」において記載し

た資金移動業の種別ごとの供託金の額を記載すること。

ロ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
①					円	円	%
②							

評価額	種別	当該種別に係る 評価額
①	円 第 種	円
②		

(記載上の注意)

イ．の記載上の注意に準じて記載すること。

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率
①		円	%
②			
③			

評価額	種別	当該種別に係る 評価額

①	円	第 種	円
②			
③			

(記載上の注意)

1. 「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
2. イ. の記載上の注意に準じて記載すること。

(2) 履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			円	

(3) 履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
			円 ( 年 月 日現在)	

--	--	--	--

(記載上の注意)

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づき未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載(種別の記載を除く。)が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第24号 (第38条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)  
 年 月 日  
 財務(支)局長 殿  
 (郵便番号 ー )  
 届出者 住 所

別紙様式第22号 (第38条第1項関係)

(日本産業規格 A 4)  
 年 月 日  
 財務(支)局長 殿  
 (郵便番号 ー )  
 届出者 住 所

電話番号 ( ) -

商号

代表者の

氏名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項の規定により届け出ます。

記

[1. ～6. 略]	
<u>7.</u> 一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別	<input type="checkbox"/> 第一種資金移動業 <input type="checkbox"/> 第二種資金移動業 <input type="checkbox"/> 第三種資金移動業
<u>8.</u> 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、 <u>廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別</u>	
<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	

電話番号 ( ) -

商号

代表者の

氏名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項の規定により届け出ます。

記

[1. ～6. 同左]	
[項を加える。]	
<u>7.</u> 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、 <u>廃止する資金移動業の内容</u>	
<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	

9.・10. [略]

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[2.・3. 略]

4. 「一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別」に該当する種別が一である場合は、「資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した資金移動業の内容及びその内容に係る資金移動業の種別」の記載事項のうち「その内容に係る資金移動業の種別」の記載を省略することができる。

別紙様式第25号 (第38条第5項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

8.・9. [同左]

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[2.・3. 同左]

4. 不要な字句は消して使用すること。

別紙様式第23号 (第38条第5項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(住所 (郵便番号)

住 所  
電話番号 ( ) -  
商 号  
代表者の  
氏 名

資金移動業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により資金移動業の(全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届出ます。

記

公告の方法

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

電話番号 ( ) -  
商 号  
代表者の  
氏 名

資金移動業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により資金移動業の(全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届出ます。

記

公告の方法

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。



2. 本文中の括弧内について、資金移動業の全部廃止か一部廃止かに応じて○で囲むこと。
3. 「公告の方法」には、公告を掲載した宣報の日付、日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法（掲示期間）について記載すること。

別紙様式第26号（第39条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 - ）

住 所

電話番号（ ） -

商 号

代表者の

氏 名

法令違反行為等届出書

取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。

記

2. 本文中の括弧内について、資金移動業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸囲みすること。
3. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法（掲示期間）について記載すること。

別紙様式第24号（第39条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） -

商 号

代表者の

氏 名

法令違反行為等届出書

取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。

記

<p>【表略】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。</p> <p>2. 「当該行為が発生した営業所の名称」は<u>全ての営業所又は事務所の名称を</u>、「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」は<u>全ての役員又は従業者を</u>、それぞれ記載すること。</p>	<p>【同左】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。</p> <p>2. 「当該行為が発生した営業所の名称」及び「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」については<u>全て記載すること</u>。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正)

第三条 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(会員に関する情報の利用者への周知)</p> <p>第四条 〔①〕 法第九十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)第二十二條第二項各号及び第二十三條の二第一項各号に掲げる事項とする。</p> <p>2   認定資金決済事業者協会は、法第九十条第一項の規定により、前払式支払手段発行者である会員(法第八十七條第二号に規定する会員をいう。以下同じ。)に係る法第十三條第一項第四号に掲げる事項及び前項に規定する事項を当該前払式支払手段の利用者に周知する場合には、次に掲げるいずれかの方法により周知しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 認定資金決済事業者協会の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法</p> <p>3   前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(会員に関する情報の周知方法)</p> <p>第四条 「項を加える。」</p> <p>〔①〕 認定資金決済事業者協会は、法第九十条第一項の規定により、前払式支払手段発行者である会員(法第八十七條第二号に規定する会員をいう。以下同じ。)に係る法第十三條第一項第四号及び第五号に掲げる事項を当該前払式支払手段の利用者に周知する場合には、次に掲げるいずれかの方法により周知しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 当該前払式支払手段の利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、認定資金決済事業者協会の使用に係る電子機器に備えられたファイル(専ら利用者の用に供するものに限る。次項第二号において「利用者ファイル」という。)に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法</p> <p>2   「同上」</p>

<p>一 「略」</p> <p>二 前項第三号に掲げる方法にあつては、同号に規定するファイルへの記録がされた情報を、当該ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第八条 金融庁長官は、法第八十七条の認定に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 前項第三号に掲げる方法にあつては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第八条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十七条の認定に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第四条 暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)の一部を次のように改正する。  
。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(訳文の添付)</p> <p>第二条 法(第三章の二に限る。次条において同じ。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第三章の二に限る。同条において同じ。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第三十一条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合においては、当該財務局長等。第二十五条、第二十六条、第二十八条、第四十二条及び第四十三条を除き、以下同じ。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号(第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。)に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第四条 法第六十三条の二の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号(外国暗号資産交換業者にあつては、別紙様式第二号)により作成した法第六十三条の三第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>(訳文の添付)</p> <p>第二条 法(第三章の二に限る。次条において同じ。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第三章の二に限る。同条において同じ。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第三十一条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合においては、当該財務局長等。以下同じ。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号(第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。)に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第四条 法第六十三条の二の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号(外国暗号資産交換業者にあつては、別紙様式第二号)により作成した法第六十三条の三第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出し</p>

(変更の届出)

第十二条 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

2 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号の二により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十一 略〕

〔三・四 略〕

(暗号資産交換業に関する報告書)

第三十七条 「略」

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書に、最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。 )及び暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者にあつては

なければならない。

(変更の届出)

第十二条 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号の二により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇十一 同上〕

〔三・四 同上〕

(暗号資産交換業に関する報告書)

第三十七条 「同上」

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。 )及び暗号資産の管理を行う暗号資産交



これらの書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(利用者財産の管理に関する報告書)

第三十八条 「略」

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、第一号に定める書類は、当該報告書に係る対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

「一〇六 略」

(廃止の届出等)

第四十条 法第六十三条の二十第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

「2〇6 略」

(法令違反行為等の届出)

第四十一条 暗号資産交換業者は、取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式

換業者にあつてはこれらの書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(利用者財産の管理に関する報告書)

第三十八条 「同上」

2 前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、第一号に定める書類は、当該報告書に係る対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

「一〇六 同上」

(廃止の届出等)

第四十条 法第六十三条の二十第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十四号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「2〇6 同上」

(法令違反行為等の届出)

第四十一条 暗号資産交換業者は、取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、別紙様式第十六号に従い、次に掲げ

第十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

「一〇三 略」

(經由官庁)

第四十二条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所<sup>（一）</sup>の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を經由してこれを提出しなければならない。

2 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を經由してこれを提出しなければならない。

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十三条 暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を

る事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

(經由官庁)

第四十二条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該暗号資産交換業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を經由してこれを提出しなければならない。

「項を加える。」

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十三条 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長又は出張所長を經由

<p>經由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を經由して提出することができる。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第四十四条 金融庁長官は、法第六十三条の二の登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を經由して提出することができる。</p> <p>(標準処理期間)</p> <p>第四十四条 金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第五条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十 指定外国取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十三第一項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十一 取引情報蓄積業務 法第五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積業務をいう。</p> <p>十二 取引情報 法第五十六条の六十三第三項に規定する取引情報をいう。</p> <p>十三 清算集中等取引情報 法第五十六条の六十三第三項に規定する清算集中等取引情報をいう。</p> <p>十四 非清算集中等取引情報 法第五十六条の六十四第一項に規定する非清算集中等取引情報をいう。</p> <p>十五 取引情報収集契約 法第五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。</p> <p>(清算集中の対象となる取引)</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 清算集中等取引情報 法第五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。</p> <p>十 取引情報 法第五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。</p> <p>十一 取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十二 指定外国取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十四第三項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十三 取引情報蓄積業務 法第五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積業務をいう。</p> <p>十四 取引情報収集契約 法第五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(清算集中の対象となる取引)</p>

第二条 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一 「略」

二 信託勘定に属するものとして経理される取引（当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。）

三 「略」

四 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引（ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ 「略」

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象と

第二条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 信託勘定に属するものとして経理される取引（当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中取引情報又は取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。）

三 「同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中取引情

なっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 「略」

（取引規模の届出等）

第二条の二 金融商品取引業者等（取引情報作成対象業者に限る。）は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨（第三号又は第四号に該当する場合には、当該各号の規定による届出に係る信託を特定するために必要な事項を含む。）を金融庁長官に届け出なければならない。

「一・二 略」

三 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となつていないものとして、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。次号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四 「略」

2 「略」

報又は取引情報の対象となつていないものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 「同上」

（取引規模の届出等）

第二条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつていないものとして、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。次号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四 「同上」

2 「同上」

(取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する清算集中取引情報の提供)

第三条 金融商品取引清算機関等は、清算集中取引情報の対象となつてゐる取引に基づく債務を負担した場合には、法第五十六条の六十三第一項の規定により、当該取引に基づく債務を負担した日から起算して三営業日以内(当該期間が経過するまでの間に当該清算集中取引情報について第四条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内)に、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該清算集中取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による提供をした金融商品取引清算機関等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る清算集中取引情報について第四条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた清算集中取引情報を提供しなければならない。

(清算集中取引情報を提供することができないやむを得ない理由がある場合)

第三条の二 法第五十六条の六十三第二項に規定する内閣府令で定

(金融商品取引清算機関等による清算集中取引情報の保存及び報告の対象となる取引)

第三条 法第五十六条の六十三第一項に規定する内閣府令で定める取引は、第六条第一項各号に掲げる取引(法第五十六条の六十二各号に掲げる取引を除き、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)に掲げる金融指標に係るものを除く。)とする。

「条を加える。」



めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関が存在しないこと。

二 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関がその全部の取引情報蓄積業務を休止していること。

三 清算集中等取引情報を提供するために使用する電気通信回線の故障が発生した場合であつて、回復する見込みがないこと。

四 その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの。

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存)

第四条 法第百五十六条の六十三第二項に規定する清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇八 略〕

2 金融商品取引清算機関等は、清算集中等取引情報の対象となる取引に基づく債務を負担した場合において、災害又は前条に規定する理由により清算集中等取引情報を提供することができないときは、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る清算集中等取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

〔一〇三 略〕

3

4 第二項の記録は、電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁

めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関が存在しないこと。

二 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関がその全部の取引情報蓄積業務を休止していること。

三 清算集中等取引情報を提供するために使用する電気通信回線の故障が発生した場合であつて、回復する見込みがないこと。

四 その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの。

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存)

第四条 法第百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇八 同上〕

2 金融商品取引清算機関等は、清算集中等取引情報の対象となる取引に基づく債務を負担した場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る清算集中等取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

〔一〇三 同上〕

3

4 第二項の記録は、電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁

的記録をいう。第八條第六項及び第十條第四項において同じ。）により作成しなければならない。

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告)

第五條 「略」

2 「略」

3 前二項の提出は、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第九条第三項並びに第十一条第三項及び第五項において同じ。）により行わなければならない。

(金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要がある取引)

第六條 法第五十六條の六十三第三項に規定する金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

「一〇四 略」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を相手方として行う取引は、法第五十六條の六十三第三項に規定する金融商品取引業者等

的記録をいう。第七條第五項及び第十條第四項において同じ。）により作成しなければならない。

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告)

第五條 「同上」

2 「同上」

3 前二項の提出は、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第八条第三項及び第十一条第三項において同じ。）により行わなければならない。

(金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引)

第六條 法第五十六條の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。）とする。

「一〇四 同上」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を相手方として行う取引は、法第五十六條の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取

の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

「一〇六 略」

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の提供の対象となる取引）

第六条の二 法第五十六条の六十三第三項に規定するその他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引は、前条第一項各号に掲げる取引（法第五十六条の六十二各号に掲げる取引を除き、法第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。）とする。

（取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供）

第七条 金融商品取引業者等は、非清算集中等取引情報の対象となる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。第八条において「非清算集中等取引情報作成対象取引」という。）を行った場合には、法第五十六条の六十四第一項の規定に

引に該当しないものとする。

「一〇六 同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

---

より、当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中等取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内）に、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による提供をした金融商品取引業者等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る非清算集中等取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた非清算集中等取引情報を提供しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者は、金融庁長官の定める取引に関する非清算集中等取引情報を提供すれば足りる。

4 金融商品取引業者等は、やむを得ない理由（法第五十六条の六十四第二項及び次条に定める理由を除く。）により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する非清算集中等取引情報の提供をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けて、当該提供を延期することができる。

---

5 金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する期日までに、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

6 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした金融商品取引業者等が第一項及び第二項の規定による提供の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

7 第四項の規定により、非清算集中等取引情報の提供を延期した金融商品取引業者等の取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供は、第一項及び第二項の規定を読み替えて準用する。この場合において、第一項中「取引の成立した日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」と、第二項中「当該変更が生じた日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなった日」と読み替えるものとする。

（非清算集中等取引情報を提供することができないやむを得ない理由がある場合）

第七条の二 法第五十六条の六十四条第二項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関が存在しないこと。

二 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関がその全部の

〔条を加える。〕

取引情報蓄積業務を休止していること。

三 非清算集中等取引情報を提供するために使用する電気通信回線の故障が発生した場合であつて、回復する見込みがないこと。

四 その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの。

(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の保存)

第八条 法第五十六条の六十四第二項に規定する非清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2 金融商品取引業者等は、非清算集中等取引情報作成対象取引を行った場合において、災害又は前条に規定する理由により非清算集中等取引情報を提供することができないときは、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る非清算集中等取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、その保存する非清算集中等取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提出の時(同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時)までに、当該非清算集中等取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者は、金融庁長官の定める取引に関する非清算集中等

(金融商品取引業者等による取引情報の保存)

第七条 法第五十六条の六十四第一項に規定する取引情報について内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2 金融商品取引業者等は、取引情報の対象となる取引(第四項において「取引情報作成対象取引」という。)を行った場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、その保存する取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提出の時(同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時)までに、当該取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

「項を加える。」

取引情報について記録を作成し、その記録を保存すれば足りる。

- 5|| 非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。

6|| 「略」

(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の報告)

- 第九条 金融商品取引業者等は、法第百五十六条の六十四第二項の規定により、各週（月曜日から日曜日までの七日をいう。以下この条において同じ。）ごとに、各週中に成立した非清算集中等取引情報の対象となる取引について、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、当該各週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中等取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内）に、金融庁長官に提出しなければならない。

- 2 金融商品取引業者等は、前項の規定による提出後、当該提出に係る非清算集中等取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更事項に関する記録を作成し、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業

- 4|| 取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。

5|| 「同上」

(金融商品取引業者等による取引情報の報告)

- 第八条 金融商品取引業者等は、法第百五十六条の六十四第二項の規定により、各週（月曜日から日曜日までの七日をいう。以下この条において同じ。）ごとに、各週中に成立した取引情報の対象となる取引について、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、当該各週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内）に、金融庁長官に提出しなければならない。

- 2 金融商品取引業者等は、前項の規定による提出後、当該提出に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更事項に関する記録を作成し、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内に、金

日以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

3 「略」

4 金融商品取引業者等は、やむを得ない理由により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する記録の提出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5 金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する期日までに、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

6 「略」

7 金融商品取引業者等は、法第五十六條の六十四第二項及び第七條の二に規定する理由により第四項の規定による提出を延期している場合において、当該理由が消滅したときは、第七條の規定により、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供するものとする。

「条を削る。」

融庁長官に提出しなければならない。

3 「同上」

4 金融商品取引業者等は、やむを得ない理由により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する記録の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5 金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

6 「同上」

「項を加える。」

(取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する取引情報の提供)

第九條 法第五十六條の六十四第三項の規定により取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し取引情報の提供をしようとする金融商品取引業者等は、当該取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内(当該期間が経過するまでの間に当該取引情報について第七條第一項に規定する事項に変更が



生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による提供をした金融商品取引業者等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る取引情報について第七条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた取引情報を提供しなければならない。

(取引情報蓄積機関による取引情報の保存)

第十条 「略」

2 取引情報蓄積機関は、第三条又は第七条の規定による取引情報の提供を受けた場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

「一〇三 略」

「三・四 略」

(取引情報蓄積機関による取引情報の報告)

生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による提供をした金融商品取引業者等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る取引情報について第七条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた取引情報を提供しなければならない。

(取引情報蓄積機関による取引情報の保存)

第十条 「同上」

2 取引情報蓄積機関は、前条の規定による取引情報の提供を受けた場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

「一〇三 同上」

「三・四 同上」

(取引情報蓄積機関による取引情報の報告)

第十一条 「略」

〔2・3 略〕

4|| 法第百五十六条の六十五第三項に規定する内閣府令で定めるものは、インターネットを利用して、前条第一項に規定する事項を内容とする取引情報を金融庁長官が受信することができる方式のものであつて、かつ、当該取引情報を金融庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に記録することができる措置とする。

5|| 取引情報蓄積機関は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ又は同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨を金融庁長官に電磁的方法により通知しなければならない。

(取引情報蓄積機関による取引情報の公表)

第十一条の二 法第百五十六条の六十六第一項で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計

二 取引情報作成対象業者の業種ごとの第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計

三 金融商品取引清算機関等の第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計

四 取引情報の対象となる取引の種類ごとの残高の合計及び取引件数の合計

五 その他取引の概要を明らかにするために必要な事項

第十一条 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

2 取引情報蓄積機関は、前項に規定する事項を、毎月一回以上、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

第十一条の三 「略」

(役員の兼職の制限)

第十三条 法第五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 金融商品取引清算機関等である法人

二 「略」

三 外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者である法人

2 法第五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める事業は、金融商品取引業及び金融商品債務引受業とする。

(業務規程の記載事項)

第十九条 法第五十六条の七十四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 取引情報の公表に関する事項

五・六 「略」

第二十二條 金融庁長官は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に

第十一条の二 「同上」

(役員の兼職の制限)

第十三条 「同上」

「号を加える。」

一 「同上」

二 外国の法令上前号に掲げる者に相当する者である法人

2 法第五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める事業は、金融商品取引業とする。

(業務規程の記載事項)

第十九条 「同上」

一 三 同上

「号を加える。」

四・五 「同上」

第二十二條 「同上」

<p>関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 第七条第四項、第九条第四項又は前条第三項の承認 一月</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 第八条第四項又は前条第三項の承認 一月</p> <p>2 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第六条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)</p> <p>第百二十三条 「略」</p> <p>〔2〕11 略〕</p> <p>12 第一項第二十一号の十の規定は、基準時において、次の各号のい ずれかに該当する取引については、適用しない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、基準時の 属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に 属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末 日における店頭デリバティブ取引（取引情報（法第百五十六条の 六十三第三項に規定する取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第 百二十五条の七第二項第三号において同じ。）の対象となってい るものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円 未満である信託財産に係る取引</p> <p>三 「略」</p>	<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)</p> <p>第百二十三条 「同上」</p> <p>〔2〕11 同上〕</p> <p>12 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、基準時の 属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に 属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末 日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報（法第百 五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。 第四号ロ、次項及び第百二十五条の七第二項第三号ロにおいて同 じ。）又は取引情報（法第百五十六条の六十四第一項に規定する 取引情報をいう。第四号ロ、次項及び第百二十五条の七第二項第 三号ロにおいて同じ。）の対象となっているものに限る。）に係 る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産に 係る取引</p> <p>三 「同上」</p>

四 取引の当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引（ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ 〔略〕

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 〔略〕

13 第一項第二十一号の十一の規定は、基準時において、次の各号のいずれかに該当する取引については、適用しない。

一 〔略〕

二 信託勘定に属するものとして経理される取引のうち、次のいずれかに該当する信託財産に係る取引

イ 基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産

ロ 〔略〕

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 〔同上〕

13 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である信託財産

ロ 〔同上〕

三 〔略〕

四 取引の当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引（ロ及びハに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ 〔略〕

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

ハ 〔略〕

五 〔略〕

（特定店頭デリバティブ取引）

第二百二十五条の七 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

〔一・二 略〕

三 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合に

三 〔同上〕

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 金融商品取引業者等のうち、基準時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（基準時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

ハ 〔同上〕

五 〔同上〕

（特定店頭デリバティブ取引）

第二百二十五条の七 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕



<p>おける当該取引</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっていないもの）に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）</p> <p>四 「略」</p>	<p>イ 「同上」</p> <p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となっていないもの）に限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）</p> <p>四 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に第一条の規定による改正前の前払式支払手段に関する内閣府令第三十三条第一項の承認（全部の解除に係るものに限る。）を受けている者が、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該解除を行う場合には、施行日に第一条の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令（次条において「新前払式支払手段府令」という。）第三十三条の届出をしたものとみなす。

第三条 新前払式支払手段府令第二十三条の二の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。附則第五条第一項において「資金決済法」という。）第三条第一項に規定する前払式支払手段をいい、施行日以後に加算が行われる加算型前払式支払手段（前払式支

払手段に関する内閣府令第一条第三項に規定する加算型前払式支払手段をいう。)を含む。)について適用する。

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この府令の施行の際現に第二条の規定による改正前の資金移動業者に関する内閣府令第十七条第一項の承認(全部の解除に係るものに限る。)を受けているみなし登録第二種業者(改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二種業者を除く。)が、施行日の直前の基準日(改正法第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律第四十三条第一項に規定する基準日をいう。)の翌日から起算して一週間を経過する日以後に当該解除を行う場合には、当該日に第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令(次条第二項において「新資金移動業者府令」という。)第十七条の届出をしたものとみなす。

(改正法附則第七条第二項の書類の提出)

第五条 改正法附則第七条第二項に規定する内閣府令で定める期間は、施行日(改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた資金決済法第三十七条の登録を受けた者にあつては、当該登録を受

けた日。以下この項において同じ。）から起算して一月とする。ただし、施行日から起算して一月以内に改正法第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（次項において「新資金決済法」という。）第四十一条第一項の変更登録の申請又は同条第三項若しくは第四項の届出をするみなし登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、当該申請又は届出をする日までの期間とする。

2 みなし登録第二種業者が改正法附則第七条第二項の規定による提出をする場合における新資金決済法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、新資金移動業者府令第六条の規定にかかわらず、同条第十三号、第十四号及び第十七号に掲げる書類（官公署が証明する書類については、提出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

3 みなし登録第二種業者が、改正法附則第七条第二項の書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該みなし登録第二種業者の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該みなし登録第二種業者は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第十一条の二の規定

は、施行日から起算して一年を経過するまでの間は、適用しない。